

令和4年度先導的₁大学改革推進委託事業
「法科大学院等の教育の充実に関する調査研究」
成果報告書

令和5年3月24日
株式会社ブレインアカデミー
データサイエンスセンター



目次

1 調査研究の背景と目的

2 調査研究の概要

2.1 調査研究に関する有識者会議

2.2 アンケート調査の概要

2.2.1 法科大学院対象アンケート

2.2.2 法科大学院修了生対象アンケート

2.2.3 法曹コースを設置する法学部対象アンケート

2.2.4 法曹コース在学生対象アンケート

3 調査分析

3.1 全体

3.1.1 満足度

3.1.2 魅力

3.2 教育活動

3.2.1 授業

3.2.2 法科大学院を修了して身に付いたと思う能力・資質

3.3 教育支援（学修支援）・経済的支援

3.3.1 教育支援（学修支援）

3.3.2 経済的支援

3.4 キャリア支援

3.4.1 キャリアの多様化

3.4.2 法科大学院のキャリア支援

3.5 法曹コース・5年一貫教育

3.5.1 法学部受験生への広報と認知度

3.5.2 法曹コースへの関心を持った理由

3.5.3 法曹コースの満足度

3.5.4 法曹コースと教育の魅力

3.5.5 法曹コースの教育支援（学修支援）

謝辞

参考文献

追補：分析結果の要旨

別紙

資料1：アンケート集計結果（単純集計・ヒアリング含む）

資料2：アンケート実施に関する資料（質問一覧、依頼文等）

1 調査研究の背景と目的

法科大学院は、創設¹されて以来、プロセスとしての法曹養成制度の中核を十分に担うべく、これまでも様々な施策が講じられ、各法科大学院においても様々な工夫と努力が続けられてきた。2019年（令和元年）6月には、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下：連携法）等の改正があり、2020年度（令和2年度）より、法学部（法曹コース）3年と法科大学院（法学既修者コース）2年を接続する5年一貫教育が新たに開始された。また、令和5年司法試験より、一定の要件を満たした場合に法科大学院在学中（最終年次）に司法試験を受験することが可能となる（以下：在学中受験）等、法科大学院の更なる充実に向けた大きな改革が進行している。

連携法改正の前年に取りまとめられた「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」²では、優れた資質を有する志願者の確保を目指し、法学部と法科大学院の連携強化及び未修者教育の質の改善について方向性が示されており、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下：改正法）は、このような改革の趣旨を体現したものである。また、改正法の背景にある課題としては、「司法試験の合格率低迷や受験資格取得までの時間的・経済的負担による法科大学院志願者の大幅な減少」、「法学未修者コース修了者の司法試験合格率の低迷」がある³。

本調査研究では、これらの背景を踏まえて、各法科大学院の取り組みや修了生、法曹コース、法曹コース生へのアンケートを検証・分析し、改めて法科大学院及び法曹コースの魅力向上に資する課題を抽出することを目的とする。

¹ 第155回国会（臨時会）における「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」等関連3法の成立（2002年11月）

² 「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会 平成30年3月13日

³ 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）」文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1413769.htm

2 調査研究の概要

2.1 調査研究に関する有識者会議

本調査研究事業においては、事業を的確に遂行するため、次の有識者会議を設けた。

■本調査研究に関する有識者会議 構成委員

石田京子 (早稲田大学大学院法務研究科 教授)
磯部哲 (慶應義塾大学大学院法務研究科 教授)
乾喜一郎 (リクルート進学総研 主任研究員)
佐藤到 (全国普通科高等学校長会 事務局長)
※五十音順

■本調査研究に関する有識者会議

第一回

日時：2022年9月27日(火)18時～19時
2022年9月28日(水)11時～12時

議題：①事業及び調査概要の説明
②アンケート調査における質問項目について

第二回

日時：2022年12月13日(火)9時～10時

議題：①現状と今後のスケジュール
②web アンケート結果 簡易報告
③広報資料について

第三回

日時：2023年3月2日(木)11時～12時

議題：①広報資料記載内容の報告
②法曹コース・法科大学院の事例集イメージの連携

2. 2 アンケート調査の概要

法科大学院、法科大学院修了生、法曹コースを設置する学部、法曹コース在学生の4つの対象に対してアンケート調査を実施した。

2. 2. 1 法科大学院対象アンケート

(1) 調査期間

2022年10月14日から11月7日

(2) 調査方法

インターネット調査

(3) 調査対象

法科大学院（2022年5月1日時点）34校

(4) 回答件数

34件（回収率100%）

(5) 質問区分

- ・教育内容・方法
- ・学修サポート
- ・入学前の取組
- ・募集広報
- ・キャリア支援
- ・他の法科大学院との連携
- ・法学部との連携
- ・地域との連携

2. 2. 2 法科大学院修了生対象アンケート

(1) 調査期間

2022年10月14日から11月25日

(2) 調査方法

インターネット調査及びヒアリング調査
（法科大学院／法律事務所経由でアンケート調査を依頼）

(3) 調査対象

法科大学院34校の修了生

※法律事務所経由でのアンケート依頼において、上記以外の法科大学院を修了された回答者も含まれる

(4) 回答件数

748 件（内：ヒアリング調査も協力いただいた修了生 39 名）

(5) 主な質問区分

- ・法科大学院教育の満足度・魅力
- ・法科大学院を選ぶ際に重視した点
- ・教育内容・方法
- ・学修サポート
- ・キャリア支援
- ・人的ネットワーク
- ・法科大学院に求められること
- ・属性（基本）情報

2. 2. 3 法曹コースを設置する法学部対象アンケート

(1) 調査期間

2022 年 10 月 14 日から 11 月 7 日

(2) 調査方法

インターネット調査

(3) 調査対象

法曹コースを設置している大学（2022 年 5 月 1 日時点） 37 校

(4) 回答件数

37 件（回収率 100%）

(5) 質問区分

- ・教育内容・方法
- ・学修サポート
- ・その他サポート
- ・学修成果の把握
- ・課外活動との両立事例
- ・法科大学院との連携
- ・広報活動
- ・属性（基本）情報

2. 2. 4 法曹コース在学学生対象アンケート

(1) 調査期間

2022 年 10 月 14 日から 11 月 25 日

(2) 調査方法

インターネット調査（大学経由でアンケート調査を依頼）

(3) 調査対象

法曹コースを設置している 37 大学（2022 年 5 月 1 日時点）に所属する法曹コースの在
学生

(4) 回答件数

633 件

(5) 質問区分

- ・ コース登録の有無
- ・ 志望動機
- ・ 授業等の取組
- ・ 現時点の満足度
- ・ 授業の負担・学修量
- ・ 法曹コースに関する懸念
- ・ 法曹コースの認知
- ・ 今後の進路
- ・ 属性（基本）情報

3 調査分析

3.1 全体

3.1.1 満足度

法科大学院修了生アンケートにおける満足度を集計したものが図 1-1 である。肯定的評価（「非常に満足」・「満足」の割合）は、未修者が 73.8%、既修者が 76.0%である。また、「非常に満足」のみに着目すると、未修者が 26.5%、既修者が 36.0%であり、未修者と既修者の比較では、概ね既修者の方が満足度が高い。

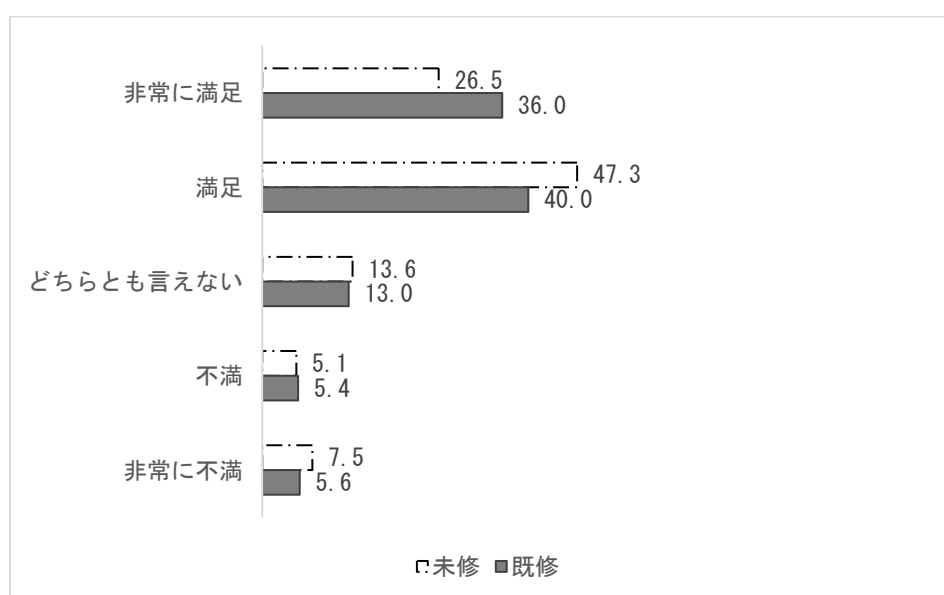


図 1-1 法科大学院の満足度：修了生アンケート n=748

表 1-1 法科大学院の満足度：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格 所有者数 ⁴	非常に 満足	満足	どちら とも言え ない	不満	非常に 不満	無回答
未修・既修 ×満足度	未修	(332)	(180)	26.5	47.3	13.6	5.1	7.5	0.0
	既修	(408)	(257)	36.0	40.0	13.0	5.4	5.6	0.0
	全体 ⁵	(748)	(439)	31.4	42.8	13.2	5.2	6.8	0.5

⁴ 回答数の内数。法曹資格は、司法試験に合格し、且つ司法修習の最終試験（司法修習生考試）に合格して司法修習を終えることで与えられるもの。

⁵ 未修・既修の項目における無回答が含まれているため、未修と既修の合計とは異なる場合がある。

更に、直近5年間（2017年度から2021年度）と創設当初の5年間（2007年度から2011年度）に区分⁶し、満足度の集計等を行った（図1-2）。「非常に満足」との回答は、未修者、既修者共に、2007年度 - 2011年度修了生⁷よりも、2017年度 - 2021年度修了生の方が回答割合は高くなっている。未修者が3.3ポイント上昇していることに対して、既修者は5.4ポイント上昇している。

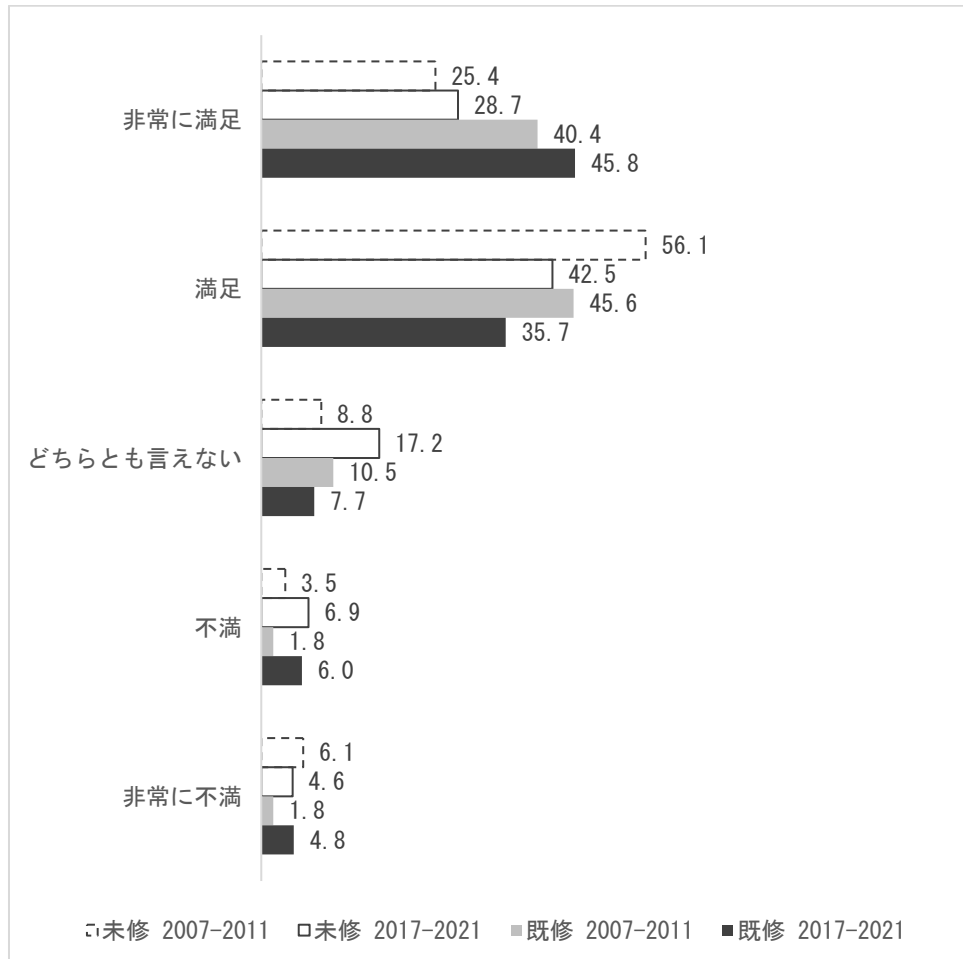


図1-2 法科大学院の満足度：修了生アンケート⁸ 単位：% n=426

⁶ 直近5年間（2017年度から2021年度修了生）は未修87名/既修168名、創設当初の5年間（2007年度から2011年度）は未修114名/既修57名が集計の母数となっている。

⁷ 図において、「未修者の2007年度 - 2011年度修了生」は、「未修2007 - 2011」と表記する。その他、既修者、2017年度 - 2021年度修了生も同様。

⁸ 法科大学院修了者のアンケート結果（以下：修了生アンケート）。修了年度の無回答等は除いている。

表 1-2 法科大学院の満足度：修了生アンケート

単位：%

			回答 数	法曹資 格所有 者数	非常 に満 足	満足	どちら とも言 えない	不満	非常に 不満
未修・既修 x 満足度	未修	小計	(201)	(105)	26.9	50.2	12.4	5.0	5.5
		2007—2011	(114)	(76)	25.4	56.1	8.8	3.5	6.1
		2017—2021	(87)	(29)	28.7	42.5	17.2	6.9	4.6
	既修	小計	(225)	(122)	44.4	38.2	8.4	4.9	4.0
		2007—2011	(57)	(53)	40.4	45.6	10.5	1.8	1.8
		2017—2021	(168)	(69)	45.8	35.7	7.7	6.0	4.8
	全体		(426)	(227)	36.2	43.9	10.3	4.9	4.7

3. 1. 2 魅力

法科大学院の魅力について集計したものが図 2-1 である。未修者、既修者に関わらず、「教育内容・カリキュラム」、「教授等の教員体制」、「施設・設備」と回答した割合が概ね 50%を超え、また、「人的ネットワークの構築」と回答した割合が 30%を超えており、他の項目と比較して高い。

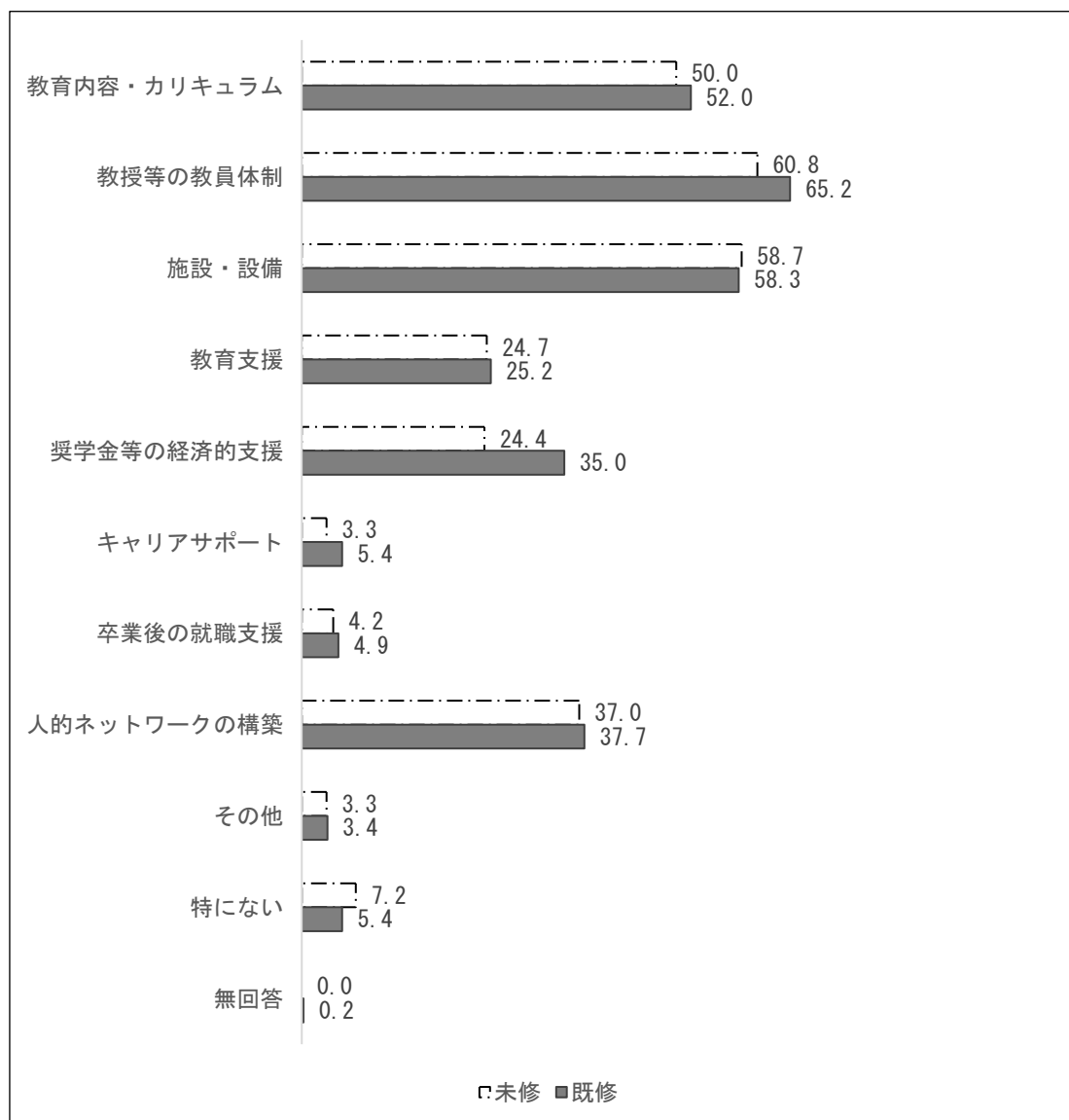


図 2-1 修了した法科大学院の魅力：修了生アンケート 単位：% n=748

表 2-1 修了した法科大学院の魅力：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	教育内容・カリキュラム	教授等の教員体制	施設・設備	教育支援	奨学金等の経済的支援
未修・ 既修× 魅力	未修	(332)	(180)	50.0	60.8	58.7	24.7	24.4
	既修	(408)	(257)	52.0	65.2	58.3	25.2	35.0
	全体	(748)	(439)	50.5	62.6	58.2	24.7	30.1

		回答数	法曹資格所有者数	キャリアサポート	卒業後の就職支援	人的ネットワークの構築	その他	特にない	無回答
未修・ 既修× 魅力	未修	(332)	(180)	3.3	4.2	37.0	3.3	7.2	0.0
	既修	(408)	(257)	5.4	4.9	37.7	3.4	5.4	0.2
	全体	(748)	(439)	4.4	4.5	37.3	3.3	6.3	0.7

更に、直近5年間（2017年度から2021年度）と創設当初の5年間（2007年度から2011年度）に区分し、各項目についての集計を行った（図2-2）。「奨学金等の経済的支援」は、未修者と既修者で約10ポイントの差がみられる。また、「教育支援」や「奨学金等の経済的支援」については、未修者、既修者ともに2007年度 - 2011年度修了生に比較して、2017年度 - 2021年度修了生の回答割合が高くなっており、他の質問項目に比較してその差が大きく、「教育支援」については、未修者、既修者ともに統計的な有意差も確認できる（表2-2）。「教育内容・カリキュラム」、「教授等の教員体制」、「施設・設備」と「人的ネットワークの構築」は法科大学院創設当初から継続している魅力として挙げられ、直近5年間でみると、「教育支援」や「奨学金等の経済的支援」もその魅力として認識する学生が増加している。

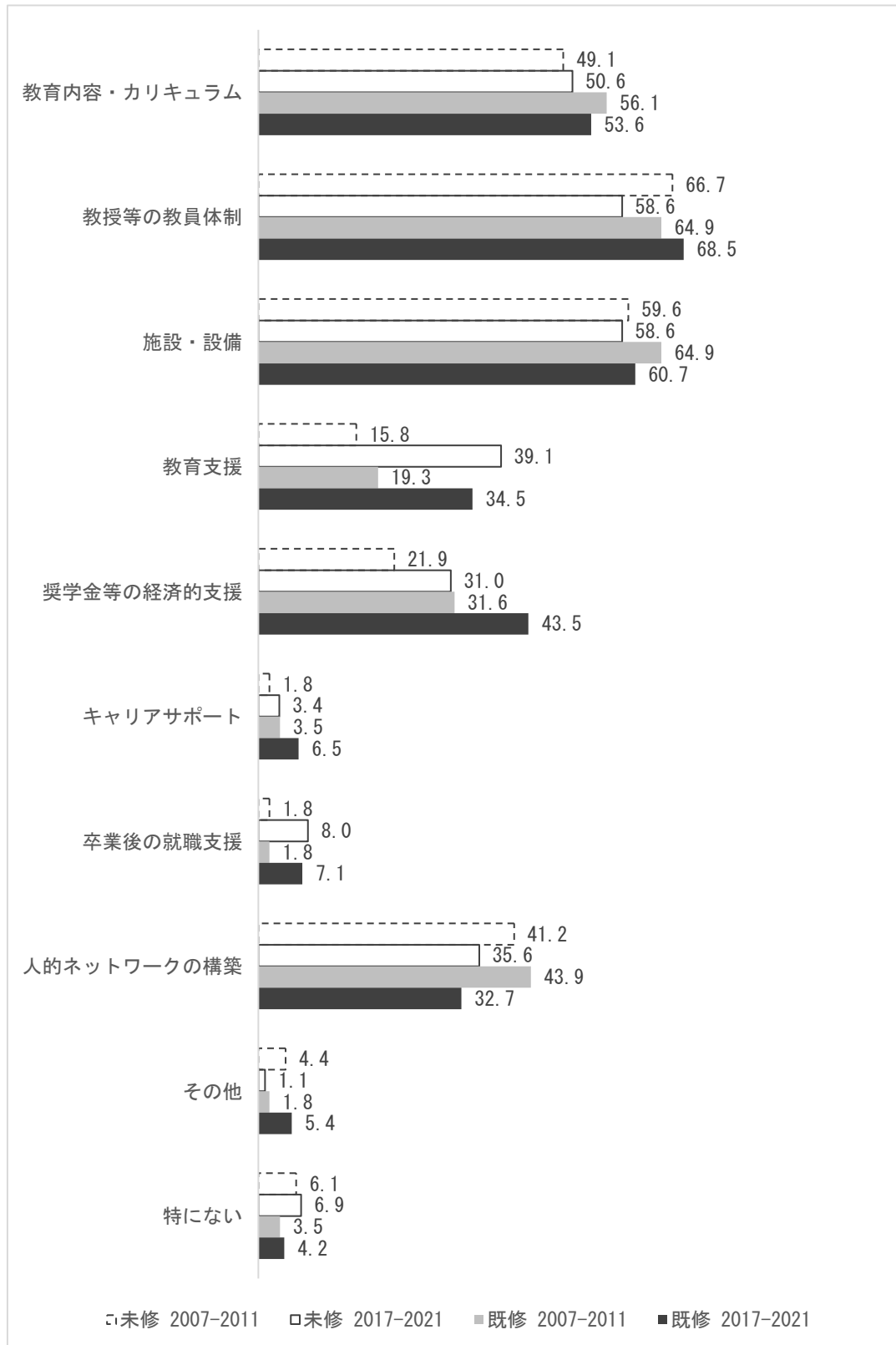


図 2-2 修了した法科大学院の魅力：修了生アンケート 単位：% n=426

表 2-2 修了した法科大学院の魅力：修了生アンケート

単位：%

			回答数	法曹資格所有者数	教育内容・カリキュラム	教授等の教員体制	施設・設備	教育支援	奨学金等の経済的支援
未修・既修×魅力	未修	小計	(201)	(105)	49.8	63.2	59.2	25.9	25.9
		2007—2011	(114)	(76)	49.1	66.7	59.6	▼15.8	21.9
		2017—2021	(87)	(29)	50.6	58.6	58.6	▲39.1	31.0
	既修	小計	(225)	(122)	54.2	67.6	61.8	30.7	40.4
		2007—2011	(57)	(53)	56.1	64.9	64.9	▽19.3	31.6
		2017—2021	(168)	(69)	53.6	68.5	60.7	∴34.5	43.5
	全体		(426)	(227)	52.1	65.5	60.6	28.4	33.6

			回答数	法曹資格所有者数	キャリアサポート	卒業後の就職支援	人的ネットワークの構築	その他	特にない
未修・既修×魅力	未修	小計	(201)	(105)	2.5	4.5	38.8	3.0	6.5
		2007—2011	(114)	(76)	1.8	∴1.8	41.2	4.4	6.1
		2017—2021	(87)	(29)	3.4	8.0	35.6	1.1	6.9
	既修	小計	(225)	(122)	5.8	5.8	35.6	4.4	4.0
		2007—2011	(57)	(53)	3.5	1.8	43.9	1.8	3.5
		2017—2021	(168)	(69)	6.5	7.1	32.7	5.4	4.2
	全体		(426)	(227)	4.2	5.2	37.1	3.8	5.2

※各小計との差の検定⁹

有意水準 高 低
 1% ▲ ▼
 5% △ ▽
 10% ∴ ∴

⁹ 使用ソフト：Quick-CROSS Ver. 1.5.4（マイクロミル社）。以下各表における標記を省略。

3. 2 教育活動

3. 2. 1 授業

授業の方法として、自身にとって有効であったと考える項目¹⁰について集計した(図3-1)。ここでは、「少人数制の授業」、「教員や他の学生との双方向授業」と回答した割合が概ね50%を超えており、他の項目と比較して高い。全体的に未修者と既修者の差が少なく、授業方法の有効感は未修者、既修者の区分とは関連が少ないと思われる。

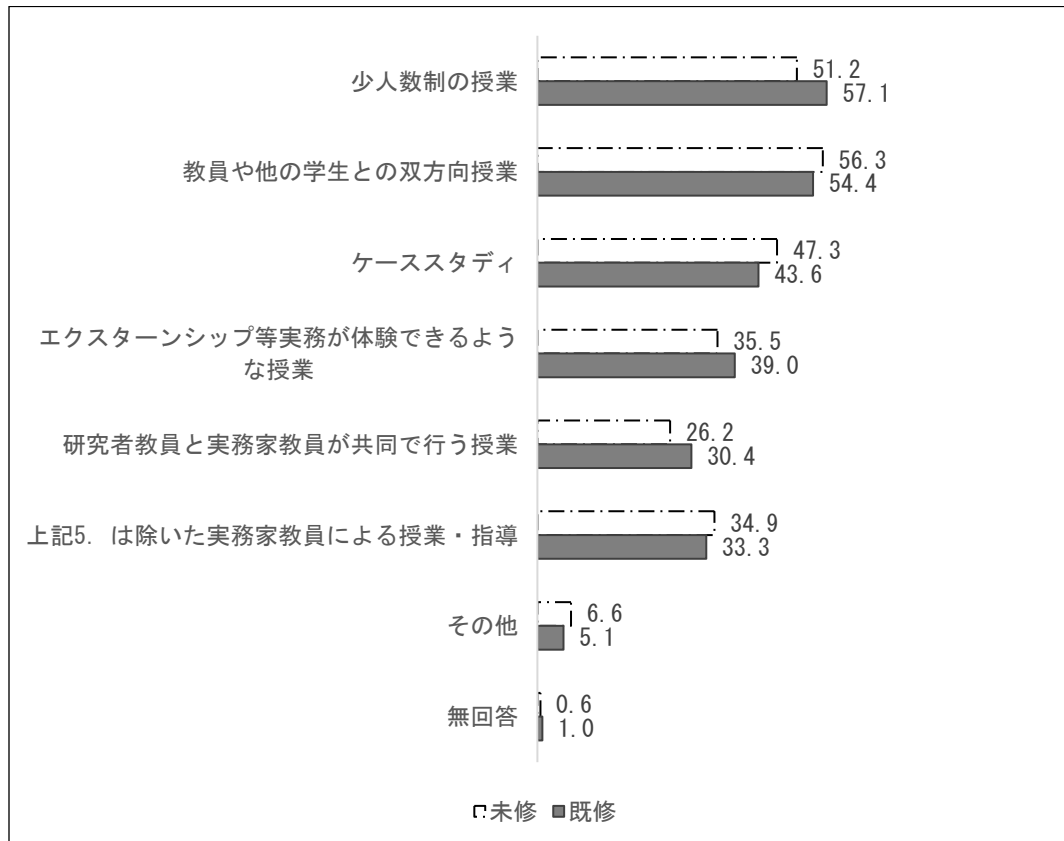


図3-1 授業の方法として、自身にとって有効であったと考えるもの
: 修了生アンケート 単位: % n=748

¹⁰ 有効であったかどうかについては、実務経験の長短によって、回答結果が変化することが推察される。直近5年間の修了生は、司法試験受験準備、司法修習中もしくは司法修習修了間もない段階において回答を行っており、就業経験が少ない回答者が多い。したがって、有効であったと感じる場面、機会自体が相対的に限られており、これらの点に留意する必要がある。

表 3-1 授業の方法として、自身にとって有効であったと考えるもの
： 修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	少人数制の授業	教員や他の学生との双方向授業	ケーススタディ	エクスターンシップ等実務が体験できるような授業
未修・ 既修× 授業	未修	(332)	(180)	51.2	56.3	47.3	35.5
	既修	(408)	(257)	57.1	54.4	43.6	39.0
	全体	(748)	(439)	54.0	54.7	44.9	37.0

		回答数	法曹資格所有者数	研究者教員と実務家教員が共同で行う授業	上記 5. ¹¹ は除いた実務家教員による授業・指導	その他	無回答
未修・ 既修× 授業	未修	(332)	(180)	26.2	34.9	6.6	0.6
	既修	(408)	(257)	30.4	33.3	5.1	1.0
	全体	(748)	(439)	28.2	33.8	5.9	1.5

更に、直近 5 年間（2017 年度から 2021 年度）と創設当初の 5 年間（2007 年度から 2011 年度）に区分し、各項目についての集計を行った（図 3-2）。「教員や他の学生との双方向授業」については、2007 年度 - 2011 年度修了生に比較して、2017 年度 - 2021 年度修了生の回答割合が低くなっている。法科大学院においては、双方向授業についてソクラテスメソッドを想起することが多いと思われるが¹²、その方法は、ケースやプロブレムを素材として用いるというだけではなく、アクティブラーニングの理論¹³やロールプレイと融合するなど多様化している。双方向授業の意味をソクラテスメソッドに限定して解釈している修了生にとっては、実態は双方向授業であったとしても、双方向授業としては認識していない授業形態があったことも考えられる。

一方、既修者に限定すると、回答割合そのものは低いですが、「上記 5. は除いた実務家教員による授業・指導」については、2007 年度 - 2011 年度修了生に比較して、2017 年度 - 2021 年度修了生の方が高くなっている。法科大学院のアンケート結果（表 3-3）を確認すると、法律実務基礎科目は、展開・先端科目やその他の科目に比べて、より多くの法科大学院が特

¹¹ 「上記 5」はアンケート上での直前の選択肢「研究者教員と実務家教員が共同で行う授業」を示す。

¹² 「双方向形式の授業の典型としては、教員と学生との問答を通じて法的議論を深めていく、ソクラテスメソッドが想起される」公益財団法人日弁連法務研究財団（2019）P37

¹³ 一般社団法人法曹養成ネットワーク（2022）

色に関して回答しており、「模擬裁判」や「リーガルクリニック」等の実務系の科目の充実に注力している法科大学院が多いことが確認でき、実務家教員による授業・指導の有効感向上の要因の一つになっているものと思われる。また、法科大学院修了と司法試験合格後の司法修習との連携をスムーズにするための、在学中受験後の取り組みとして、3年後期に実務系科目を重点的に配置する等の措置を実施、検討している法科大学院が多く、司法試験の在学中受験が可能になったことに伴って行われた実務系科目の学修・履修時期の工夫（表 3-4）も今後実務家教員による授業・指導の有効感の向上に寄与するものと思われる。

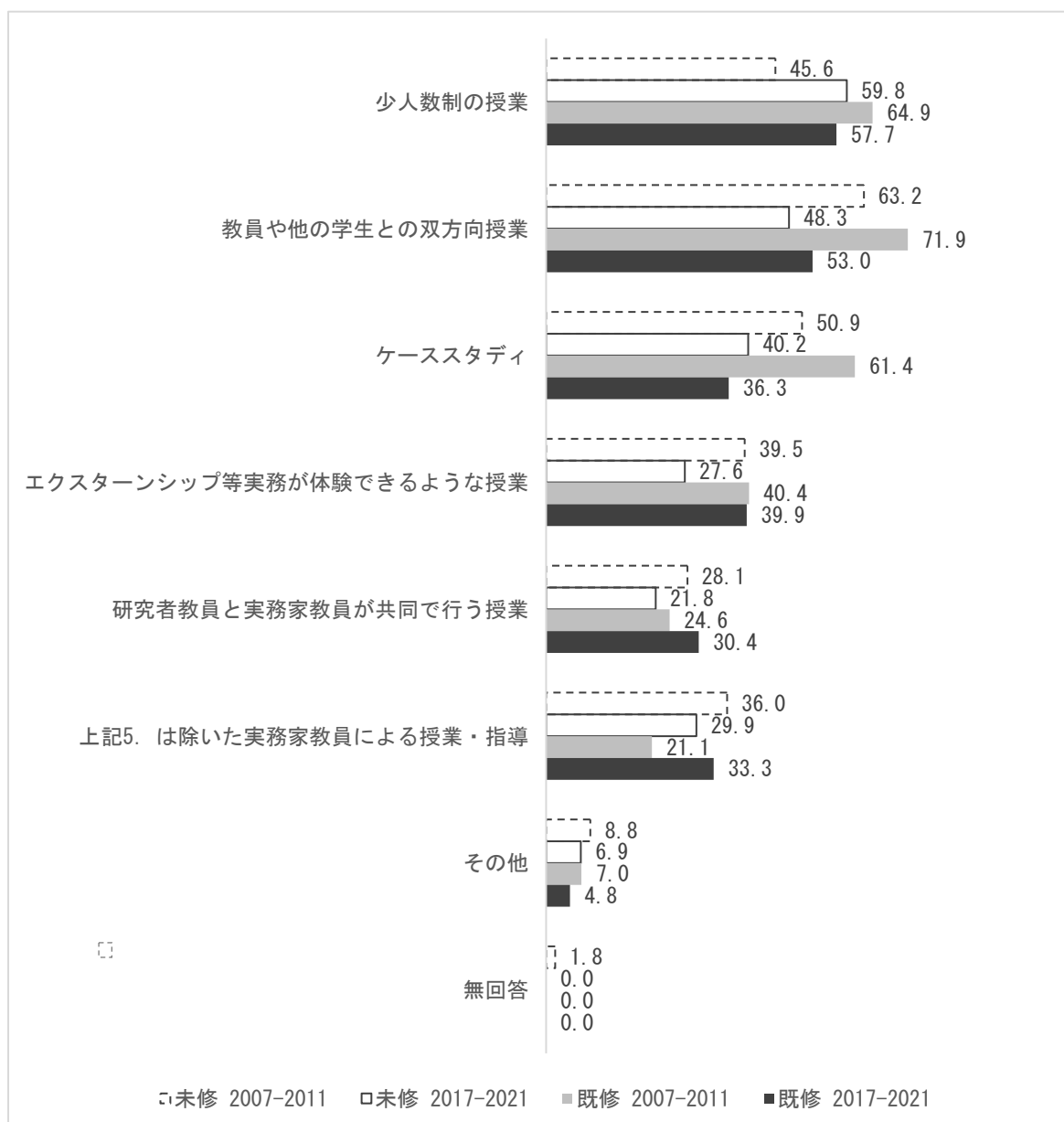


図 3-2 授業の方法として、自身にとって有効であったと考えるもの
：修了生アンケート 単位：% n=426

表 3-2 授業の方法として、自身にとって有効であったと考えるもの
： 修了生アンケート

単位：%

			回答数	法曹資格所有者数	少人数制の授業	教員や他の学生との双方向授業	ケーススタディ	エクスターンシップ等実務が体験できるような授業
未修・既修 x 授業	未修	小計	(201)	(105)	51.7	56.7	46.3	34.3
		2007—2011	(114)	(76)	∴45.6	∴63.2	50.9	39.5
		2017—2021	(87)	(29)	∴59.8	∴48.3	40.2	27.6
	既修	小計	(225)	(122)	59.6	57.8	42.7	40.0
		2007—2011	(57)	(53)	64.9	△71.9	▲61.4	40.4
		2017—2021	(168)	(69)	57.7	▽53.0	▼36.3	39.9
	全体		(426)	(227)	55.9	57.3	44.4	37.3

			回答数	法曹資格所有者数	研究者教員と実務家教員が共同で行う授業	上記5.は除いた実務家教員による授業・指導	その他	無回答
未修・既修 x 授業	未修	小計	(201)	(105)	25.4	33.3	8.0	1.0
		2007—2011	(114)	(76)	28.1	36.0	8.8	1.8
		2017—2021	(87)	(29)	21.8	29.9	6.9	0.0
	既修	小計	(225)	(122)	28.9	30.2	5.3	0.0
		2007—2011	(57)	(53)	24.6	21.1	7.0	0.0
		2017—2021	(168)	(69)	30.4	33.3	4.8	0.0
	全体		(426)	(227)	27.2	31.7	6.6	0.5

表 3-3 各法科大学院の法律実務基礎科目における取組・特色

no	取り組み・特色
2	法律実務基礎科目については、法科大学院一般に求められる教育を着実にやっている。
3	「法曹実務基礎」について、法情報リサーチを（法令・判例・文献）の方法を学修。「要件事実論」について、基礎編（Ⅰ）と応用編（Ⅱ）と前期・後期開講に分けて、学修の充実化を図っている。
4	法律事務所における体験実習「エクスターンシップ」を必修科目として開講している。また、県弁護士会の協力のもと、県で活躍する弁護士が扱っている法律問題を素材に「県下の弁護士実務の現状と諸課題」を開講している。
5	多種・多様な科目展開
6	2年次の夏期・冬期には、「エクスターンシップ」（自由選択科目1単位）で、現実の社会における法の機能を体験する機会を与える。後期に、実務基礎科目である「民事裁判基礎Ⅰ」および「法曹倫理Ⅰ」各1単位を履修する。3年次では理論科目のほか、合計10単位（必修）の法律実務基礎科目が配置される（「民事法務基礎」、「刑事実務概論」、「公法実務基礎」、「模擬裁判」、「法曹倫理Ⅱ」、「民事裁判基礎Ⅱ」）。これにより、それまでに培われた理論的・体系的な法律知識・法的思考方法を、現実の問題を解決しうる実践的な能力へと発展させる。これらの科目は、派遣裁判官・派遣検察官・現職弁護士及び豊富な実務経験を有する専任教員により行われる。また、「人権クリニック」では、実務に接する機会が与えられる。
7	クリニック
10	裁判官、検察官および弁護士といった実務法曹による授業を提供しつつ、理論研究者との協働にも配慮し、理論と実務を架橋する教育プログラムを重層的に配置している。
11	エクスターンシップ・海外インターンシップ・ワークショップ企業内法務
12	実務実習科目（2023年度以降は「ローヤリング」（1単位）必修、「模擬裁判」（2単位）または「エクスターン・クリニック」（2単位）選択必修）は、3単位必修・選択必修にて実施しており、十分な時間をかけている。
13	○リーガルクリニック（一般市民からの法律相談を担当する。次の1）2）3）を目標とする。1）現実の紛争を解決に導くために必要とされる思考能力の要請、2）対話能力、論点抽出能力、説明能力、面接技法の養成、3）責任の自覚） ○エクスターンシップ（事前ガイダンスから始まり、法律事務所での実務研修を受けた後、全体討論会を行う。次の1）2）を目標とする。1）実践的な法的問題処理に際して必要となる問題発見能力、事実認定能力、及びコミュニケーション能力の養成、2）実務家の倫理と責任の自覚） ○模擬裁判（【目標】

	<p>実体法や手続法の実践的な活用を感得するとともに、事情聴取、書面作成、尋問、訴訟指揮等の実務的技能を総合的に高めていくことを目標とする。【概要】民事の模擬事例を用いる。受講者を、裁判官・原告代理人・被告代理人のグループに分けたうえ、訴え提起及び訴状審査、第1回口頭弁論（訴状及び答弁書の各陳述）、書証提出（証拠説明）、争点整理、準備書面、人証との打ち合わせ、交互尋問、判決、といった民事訴訟手続全般を受講者が主体となって模擬的に行う。）○民事訴訟実務基礎1、民事訴訟実務基礎2（売買代金支払請求訴訟、貸金返還請求訴訟および所有権に基づく不動産明渡請求訴訟などを課題として、要件事実の考え方を理解する。）○刑事訴訟実務基礎（【目標】1）刑事事件の実務的処理を行うために必要な基礎的知識を修得する。2）刑事事件に対する実務家としての取組み方を修得させ、実務修習に入るために最低限度必要な実務処理能力を涵養する。【概要】1）検察、弁護及び裁判のそれぞれの立場から、オムニバス形式で実務上重要な問題点を検討する。2）教材用の事件記録を使用するなどして、具体的事案に即した事実認定上及び法律上の問題点を検討する。）</p>
14	<p>入学予定者に対する入学前学修指導をはじめ、未修1年次法律基本科目における中間テストの実施、既修1年次法律基本科目における小テストの実施など、学生の学修進捗度を常に把握するための、複数の運用を行っている。</p>
15	<p>「クリニック」における離島等での無料法律相談の実施、展開先端科目と連携した「エクスターンシップ」の実施。</p>
16	<p>・「模擬裁判」や「検察実務」などについては、実務家教員による実践的な教育を実施している。・エクスターンシップを可能な限り経験できるようにし、法曹を体験するとともに、その経験を法学の学習にフィードバックさせている。・「法文書作成」については、本学の修了生が非常勤講師として担当している。</p>
17	<p>エクスターンシップ（希望者全員が履修可能）</p>
20	<p>「法曹倫理」を2年次春の必修科目とし、春期・夏期休暇中のエクスターンシップや「模擬裁判」等の本格的な実務科目の履修に備え、法曹としての倫理の重要性を認識できるカリキュラムにしている。また、国内トップクラスの法律事務所の協力を得て開講する「国際仲裁・ADR」は、本学の特徴的な実践科目のひとつである。</p>
21	<p>模擬裁判、クリニック、ロイヤリング。法曹としての実務能力を向上させ、着実に身に付けることができる。法科大学院棟に併設されている法律事務所において学生が実務に接する機会を提供している。</p>

22	法科大学院要件事実教育研究所を置き、年1回の講演会実施、所報の発行、要件事実に関する文献の収集等を実施している。法律実務基礎科目の要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱにおいては、法律基本科目とのつながりを意識した授業を実施している。同Ⅱでは法科大学院要件事実教育研究所主催の講演会への学生の聴講を認めている。
23	「リーガル・クリニック」は、現役弁護士の指導のもと、実際の案件を題材に、より実務に近い形で学習を深めている。現場訪問等も行い、より具体的に法曹になった後のイメージが付きやすい授業として設置している。
24	実務家としての力を高めるために、重視しており、要件事実教育を手厚く学べる科目を配置するなど工夫をしています。事案に含まれる事実関係から、請求原因を導くことや反対に抗弁を検討するなど、実務家に欠かせない多面的な思考力を培っています。また、法律実務の基礎を学ぶ科目であっても、少人数の「膝詰め」教育をしています。エクスターンシップやクリニック・ローヤリングなどでは、「法律の現場」を目の前にして、本学の協力弁護士からじっくり実務の基礎を学ぶことができます。
25	本法科大学院のディプロマポリシーの一つである高度な専門的能力と優れた資質を有する法律専門家を養成するという観点から、臨床教育系科目の充実を図っており、実務基礎科目群について多くの選択必修科目を配置している。また、実務基礎科目群内においても臨床教育系基礎科目と臨床教育系応用科目を区分し、前者の科目である「現代法曹論」等を入学直後に履修させ、その後、後者の「リーガル・クリニック」等の科目を履修させることとし、法律実務基礎科目においても段階的な教育を工夫している。
26	法曹三者によるオムニバス形式の科目等を設置し、三者に対応した法曹実務教育を実施している。
27	<ul style="list-style-type: none"> ・最大の特徴として、民事、行政、労働、刑事、外国人、障害法の臨床法学教育（クリニック）が挙げられる。大学付設の法律事務所や外部の法律事務所にて、学生は、弁護士である実務家教員と大学教員の指導の下、依頼者の相談を受け、事実の分析や法的理論の組み立てを行いつつ、依頼者に回答する。案件によっては、証拠収集、訴状などの文書の作成、証人尋問における尋問事項の作成、証人や当事者との打ち合わせ、現地調査等を行うこともある。これらの活動を通じて、学生は、具体的事案とリンクした包括的・実践的な知識や問題解決能力等を身につけることができるとともに、自分の将来目指す法曹像を具体的にイメージすることも可能となる。 ・充実したエクスターンシップも、大きな特徴である。法律事務所等に派遣された学生が、実務家の指導の下、実際の案件に携わることによって、法曹の仕事の意義とやりがいを理解するとともに、自分の目指す法曹像を明確にすることができる。エクスターンシップの受入先としては、法律

	事務所（北海道から沖縄まで全国に存在するほか、外国の法律事務所もある）を中心として、企業、官公庁、各種団体など、幅広い受入先が用意されており、学生は、自らの興味関心に従って、これらから自由に選択することができる。
28	司法研修所教官の経歴のある元裁判官およびフルタイムの派遣検察官を専任教員に迎え、きめ細かな実務教育を行っている。
29	民事法研究（専門訴訟の実務）と題して、医療訴訟、建築訴訟当の実際を当該訴訟の実務に精通した元裁判官実務教員が解説する。
30	「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」に加え、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため「法曹倫理」を必修科目としている。
31	リーガルクリニック・エクスターンシップ
32	職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした「法曹倫理」や「リーガルクリニック」を設置している。また、大阪弁護士会と連携した「国内エクスターンシップ」など、産学と緊密に連携した実践的な科目も設定している。
33	市民ボランティアに模擬依頼者として参加していただき、ロールプレイ型の授業を通して、弁護士役の学生の対応にフィードバックをしていただくシミュレーション教育を展開している。（民事ローヤリングⅠ・専門職責任）
34	刑事模擬裁判と民事模擬裁判を両方とも必修とした上で、それらの科目を2年後期及び3年前期に置くことにより、訴訟手続を実践することで訴訟法、実体法の理解が深まるように工夫している。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

表 3-4 各法科大学院における在学中受験後の取り組み

no	取り組み内容
1	法律実務基礎科目をできるかぎり3年次後期に厚く配置するように、開講期を変更した。また、その分、従来3年次後期に開講されていた法律基本科目を前倒しして、3年次前期に開講することとした。
2	現実問題として2年次や3年次前期に実務系科目を配置することに無理が生じるため、3年次後期に多くの実務系科目を配置せざるをえなくなっている。
4	学修支援システム（Moodle）において、メディア教材を積極的に活用するよう指導している。そのほか、TKC 法科大学院教育研究支援システム等により基礎力を充実させるようにしている。
5	従来通り、充実した多種・多様な科目展開

6	在学中受験が開始される令和5年度からは、ビジネスロー・コースを3年次後期に10単位分の科目を履修する形に改め、よりインテンシブな形で先端的な実務教育を受講する機会を提供することとしている。
9	司法試験合格後の司法修習との連携を考え、3年次前期配当であった「刑事訴訟実務の基礎」を令和5年度から3年次後期に移すことを予定している。また、10月27日のFD会議において、3年次後期での履修を念頭に置いて、応用・展開科目である選択科目Ⅱを後期開講にシフトさせることにつき合意し、もって、最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の完成を図ることとしている。
10	在学中受験が可能となるため、3年次夏学期に可能な限り授業科目を配置せず、1単位科目を複数導入するなど、カリキュラムを一部改訂する予定である。これに対応して、とくに実務系科目の配置と授業内容の整理・充実に取り組んでいる。たとえば、法律事務所におけるエクスターンシップについては、従前2年時終わりの春休みに実施されていたが、これを3年時夏休みに移行することを検討している。
11	3年後期は主として司法試験科目以外を展開することとしている。
12	実務実習科目を3年次後期に配置している。
13	カリキュラムのスクラップアンドビルドを行うという方向性で検討中。
14	在学中受験を踏まえた3年次後期科目の教育内容の変更等はしていない。
15	現在検討中
16	3年次前期までに法律基本科目や司法試験選択科目を集中的に学修し、3年次後期に実務基礎科目や司法試験選択科目以外の展開・先端科目を配置した。そのことにより、基本書的な判例学説の勉強の土台を固めてから、3年次後期に実務的な勉強に進むことができる。
17	在学中受験を希望する者との面談を個別に行い、必要な事柄の聞き取りをしている。
19	3年秋学期に実務基礎科目を集約することで理論から実務へ移行する教育編成を実践・徹底している。
20	在学中の司法試験合格者を念頭に、法律実務基礎科目のうち3年次履修が可能な科目をなるべく後期に開講することとしている。
21	特になし。
22	法律実務基礎科目を多く配置している。また展開・先端科目についても後期配当科目を多く置いている。
23	司法試験合格者若しくは不合格者向けの科目の設置
24	現在検討中です。

25	3年次後期には法律実務基礎科目を集中的に配置し、在学中受験の有無にかかわらず、法科大学院修了と司法試験合格後の司法修習との連携を強化することとした。
26	現時点では特になし。
27	3年次前期は司法試験の準備のため3年生科目は原則、前期前半のクォーター科目のみとし、多くの科目は3年次後期に移動させて、司法試験に専念できるようにした。3年次後期には、主に、実務系基礎科目や展開・先端科目を配置している。司法試験受験を終えた後であれば、学生は、受験勉強にとらわれることなく、各人の目指す法曹像や興味・関心に従って、これらの科目を選択して履修することができる。これによって、より良い学修成果があがるものと期待される。
28	カリキュラム検討中であり、在学中受験を踏まえた実務科目の充実等を検討している。
29	司法修習へ円滑に架橋するため、3年次後期には、実務系科目を中心に配置する。
30	3年次後期には、展開・先端科目や実務科目を中心とした科目を配置し、司法試験合格後を見据えた応用的かつ実践的な学修ができる体制を整えている。
32	教育課程において在学中受験に対応すべく、下位年次における履修制限単位の緩和、上位年次配当科目の履修許可制度を設けている。
34	当法科大学院は未修者教育に力を入れているので在学中受験を希望する学生が少ないが、未修者教育向けのカリキュラムを維持しつつ、在学中受験プログラムを設置し、同プログラム履修者については、2年次における履修登録上限単位を通常課程よりも増やすことで法律基本科目応用科目の履修を増やすことを可能とし、また、通常課程で3年次後期の仕上げの科目と位置付けている「総合演習」を2年次後期に履修し、通常課程で2年次後期に実施している法律実務基礎科目を3年次後期に履修させることによって在学中受験を可能にしている。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 2. 2 法科大学院を修了して身に付いたと思う能力・資質

法科大学院を修了して、身に付いたと思う能力・資質について修了生のアンケートをまとめた（図 4-1）。「判例分析の能力」、「判例・法令調査の能力」、「具体的な事案に法律を適用する能力」と回答した割合が概ね 60%を超えており、他の項目と比較して高い。「プレゼン・発表等のスキル」、「説得・交渉の能力」等汎用的な能力は「判例分析の能力」、「判例・法令調査の能力」、「具体的な事案に法律を適用する能力」に比べると身に付いた実感が低い。

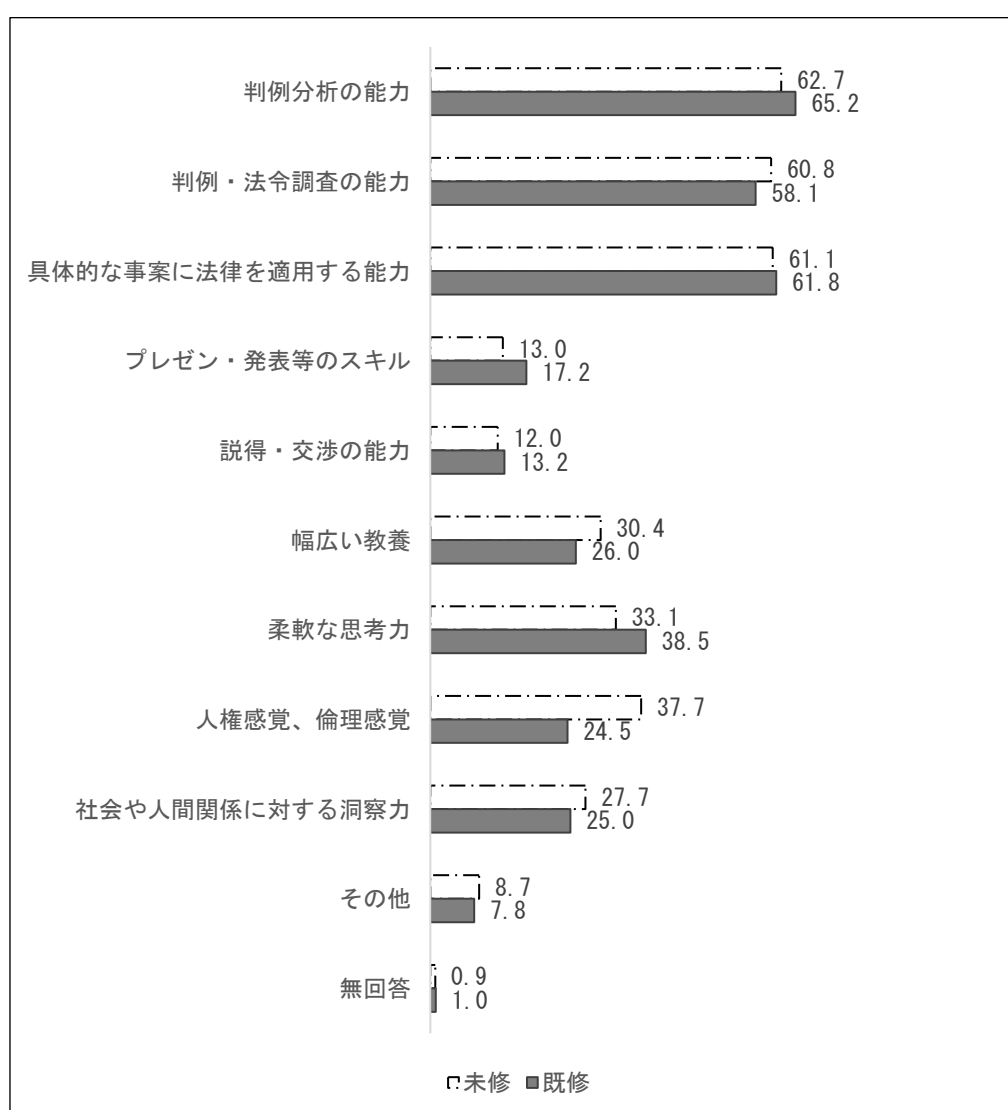


図 4-1 法科大学院を修了して、身に付いたと思う能力・資質
 : 修了生アンケート 単位 : % n=748

表 4-1 法科大学院を修了して、身に付いたと思う能力・資質
： 修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	判例分析の能力	判例・法令調査の能力	具体的な事案に法律を適用する能力	プレゼン・発表等のスキル	説得・交渉の能力	幅広い教養
未修・既修×身に付いた能力・資質	未修	(332)	(180)	62.7	60.8	61.1	13.0	12.0	30.4
	既修	(408)	(257)	65.2	58.1	61.8	17.2	13.2	26.0
	全体	(748)	(439)	63.4	58.7	60.8	15.1	12.6	27.7

		回答数	法曹資格所有者数	柔軟な思考力	人権感覚、倫理感覚	社会や人間関係に対する洞察力	その他	無回答
未修・既修×身に付いた能力・資質	未修	(332)	(180)	33.1	37.7	27.7	8.7	0.9
	既修	(408)	(257)	38.5	24.5	25.0	7.8	1.0
	全体	(748)	(439)	35.8	30.1	26.1	8.3	1.7

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生の比較（図 4-2）では、未修者の「判例分析の能力」において、2017年度 - 2021年度修了生が高くなっている一方で、既修者の「判例・法令調査の能力」においては、2017年度 - 2021年度修了生の方が低く、統計的な有意差も確認できる（表 4-2）。

「プレゼン・発表等のスキル」、「柔軟な思考力」等は、法曹に必要な法知識と同程度に重要な能力の一つである¹⁴が、カリキュラム上、それらの能力をテーマにした科目が設置されている場合が少なく、身に付いた能力として認識しにくい側面があり、数値としては低いものにとどまっている可能性がある。また、「人権感覚、倫理感覚」については、「法曹倫理」等、その能力に直結したテーマの科目が設置されている場合が多い。しかしながら、専門的な法知識に比較すると身に付いたという実感がわかりにくい、あるいは実感できる機

¹⁴ 例えば、法科大学院の教育課程の第3者評価の基準において、「教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること」（「法科大学院評価基準要綱（平成29年6月改定）」独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構）として、専門的な法知識と同等に扱われている。

会が少ないため、「判例・法令調査の能力」や「具体的な事案に法律を適用する能力」よりも、数値としては低いものにとどまっている可能性がある。

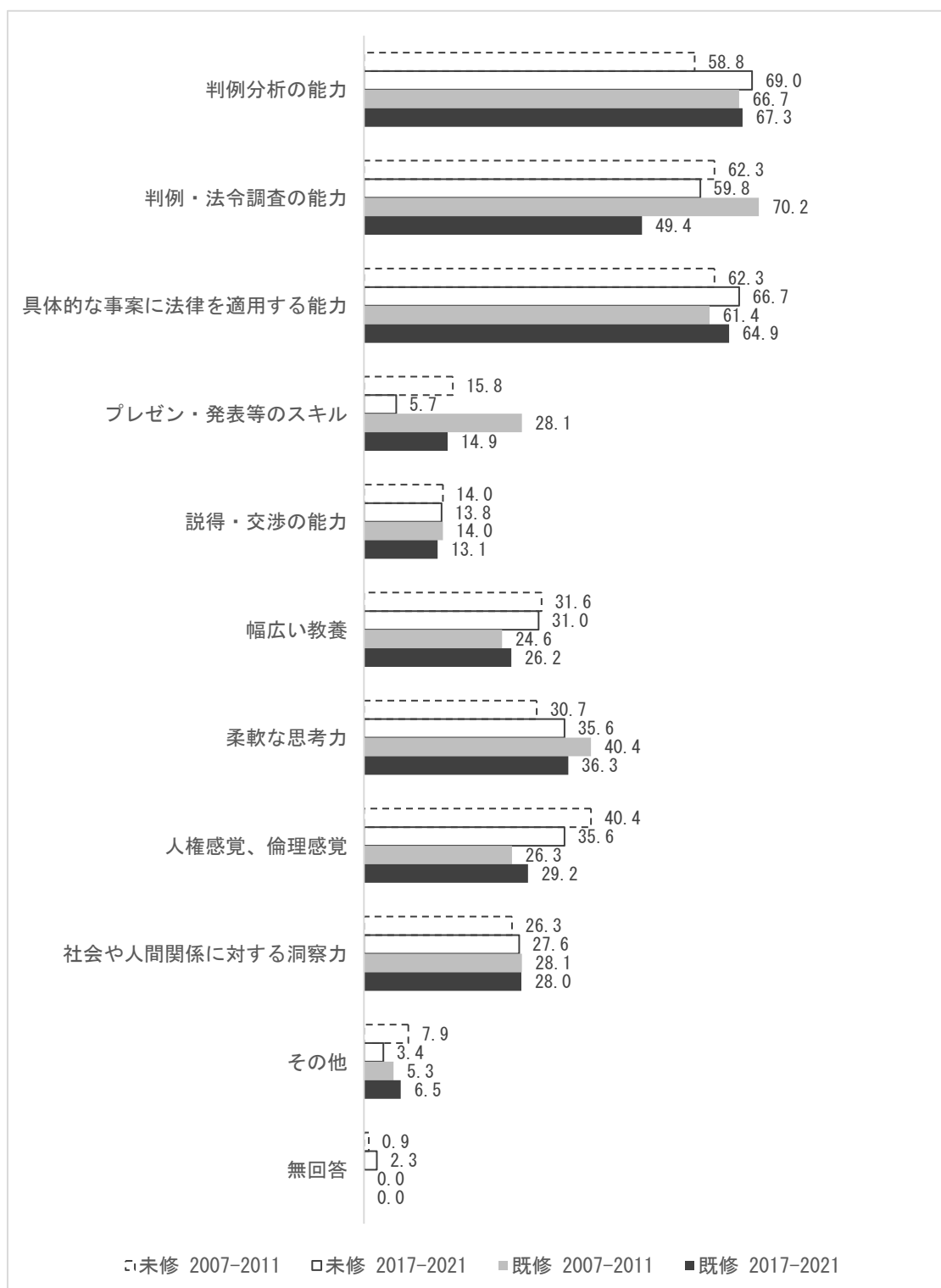


図 4-2 法科大学院を修了して、身に付いたと思う能力・資質
：修了生アンケート 単位：% n=426

表 4-2 法科大学院を修了して身に付いたと思う能力・資質
：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	判例分析の能力	判例・法令調査の能力	具体的な事案に法律を適用する能力	プレゼン・発表等のスキル	説得・交渉の能力	幅広い教養	
未修・既修×身に付いた能力・資質	未修	小計	(201)	(105)	63.2	61.2	64.2	11.4	13.9	31.3
		2007—2011	(114)	(76)	58.8	62.3	62.3	15.8	14.0	31.6
		2017—2021	(87)	(29)	69.0	59.8	66.7	5.7	13.8	31.0
	既修	小計	(225)	(122)	67.1	54.7	64.0	18.2	13.3	25.8
		2007—2011	(57)	(53)	66.7	70.2	61.4	28.1	14.0	24.6
		2017—2021	(168)	(69)	67.3	49.4	64.9	14.9	13.1	26.2
	全体		(426)	(227)	65.3	57.7	64.1	15.0	13.6	28.4

		回答数	法曹資格所有者数	柔軟な思考力	人権感覚、倫理感覚	社会や人間関係に対する洞察力	その他	無回答	
未修・既修×身に付いた能力・資質	未修	小計	(201)	(105)	32.8	38.3	26.9	6.0	1.5
		2007—2011	(114)	(76)	30.7	40.4	26.3	7.9	0.9
		2017—2021	(87)	(29)	35.6	35.6	27.6	3.4	2.3
	既修	小計	(225)	(122)	37.3	28.4	28.0	6.2	0.0
		2007—2011	(57)	(53)	40.4	26.3	28.1	5.3	0.0
		2017—2021	(168)	(69)	36.3	29.2	28.0	6.5	0.0
	全体		(426)	(227)	35.2	33.1	27.5	6.1	0.7

3. 3 教育支援（学修支援）・経済的支援

3. 3. 1 教育支援（学修支援）

各法科大学院が実施している、修学充実のための支援（図 5-1）を確認すると、法科大学院の概ね 80%以上が「補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）」、「オフィスアワーの設定」を実施し、60%以上が「クラス担任制」、「学修状況に応じた個別指導」を実施している。教育支援は、学生個々に対する個別対応を主とした支援が多く提供されている。

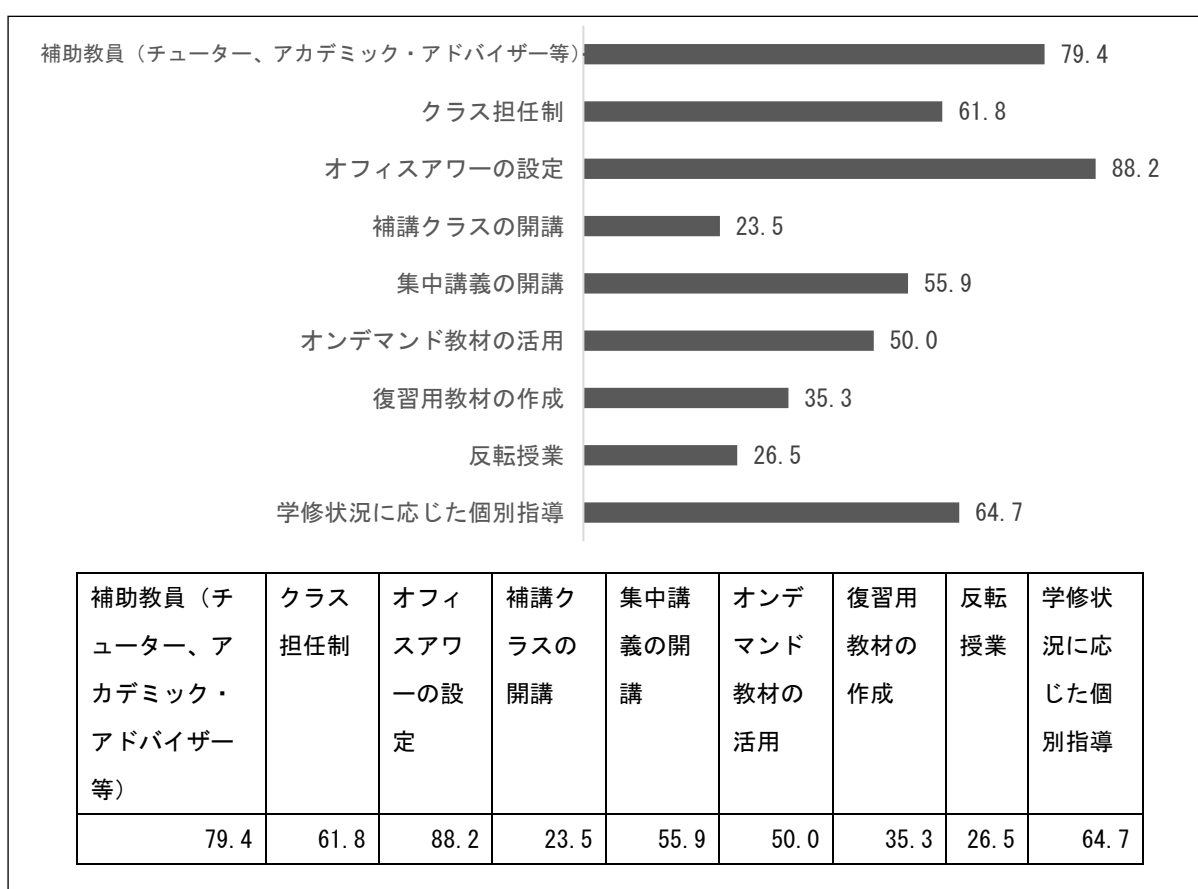


図 5-1 全学生を対象とした修学充実のための支援：法科大学院

単位：% n=34

教育支援について、その利用状況を修了生のアンケートにて確認すると、「オフィスアワー」や「補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）」の利用が他の項目に比べて多く、既修者に比べて、未修者の利用が多い（図 5-2）。

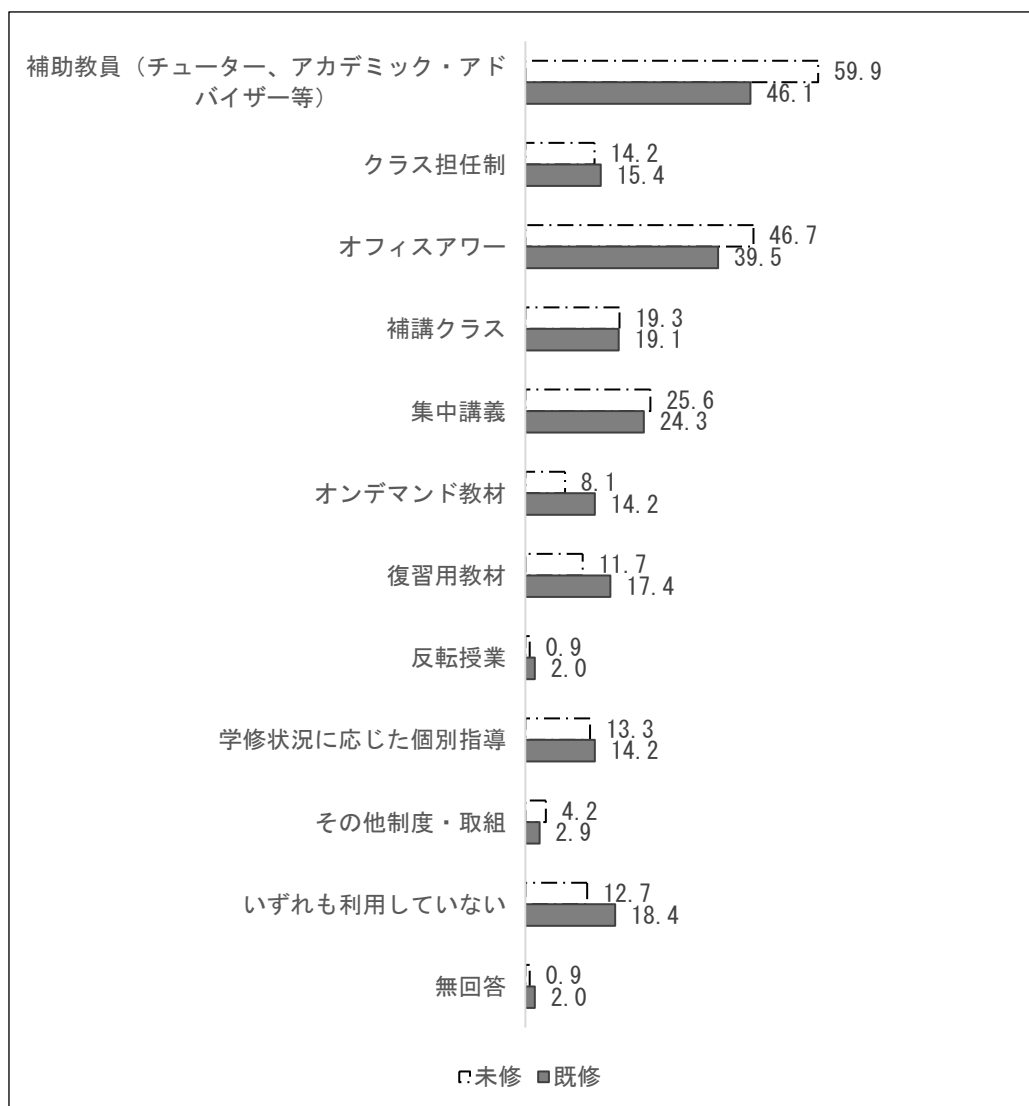


図 5-2 教育支援で利用したことがあるもの：修了生アンケート 単位：% n=748

表 5-1 教育支援で利用したことがあるもの：修了生アンケート

単位：%

		回 答 数	法曹資 格所有 者数	補助教 員（チ ュータ ー、ア カデミ ック・ アドバ イザー 等）	クラス 担任制	オフィ スアワ ー	補講ク ラス	集中講 義	オンデ マンド 教材
未修・ 既修× 教育支 援の利 用	未修	(332)	(180)	59.9	14.2	46.7	19.3	25.6	8.1
	既修	(408)	(257)	46.1	15.4	39.5	19.1	24.3	14.2
	全体	(748)	(439)	51.9	14.7	42.4	19.0	24.7	11.4

		回 答 数	法曹資 格所有 者数	復習用 教材	反転授 業	学修状 況に応 じた個 別指導	その他 制度・ 取組	いずれ も利用 してい ない	無回答
未修・ 既修× 教育支 援の利 用	未修	(332)	(180)	11.7	0.9	13.3	4.2	12.7	0.9
	既修	(408)	(257)	17.4	2.0	14.2	2.9	18.4	2.0
	全体	(748)	(439)	14.7	1.5	13.6	3.5	15.9	2.1

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生の比較（図5-3）では、「クラス担任制」「補講クラス」、「その他制度・取組」、「いずれも利用していない」以外の項目は、未修者、既修者すべてにおいて、2017年度 - 2021年度修了生の回答割合が高くなっており、教育支援全般において、利用が進んでいることが確認できる。また、「オンデマンド教材」の活用については、未修者、既修者ともに大きく数値が伸びており、統計的な有意差も確認できる（表5-2）。デジタル化の推進やコロナ禍の影響等によって、オンデマンド

教材の提供・利用が大幅に増えたと思われる。また、オンラインを活用した授業形態や学修支援の普及により復習用教材の利用・提供が促進されたことから、「復習用教材」の利用も増えている。

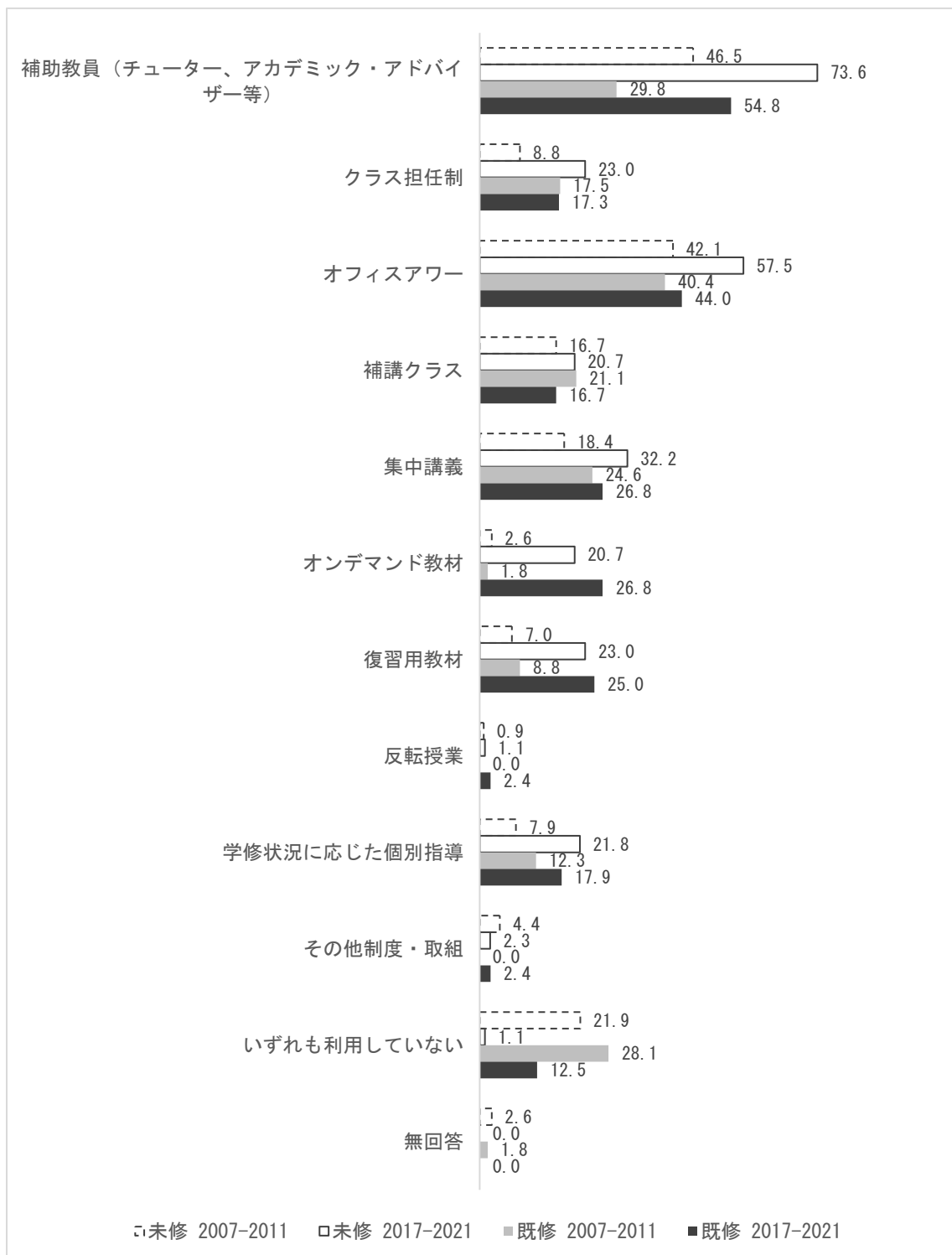


図 5-3 教育支援で利用したことがあるもの：修了生アンケート 単位：% n=426

表 5-2 教育支援で利用したことがあるもの：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）	クラス担任制	オフィスアワー	補講クラス	集中講義	オンデマンド教材	
未修・既修 x 教育支援の利用全体	未修	小計	(201)	(105)	58.2	14.9	48.8	18.4	24.4	10.4
		2007—2011	(114)	(76)	▼46.5	▼8.8	△42.1	16.7	▽18.4	▼2.6
		2017—2021	(87)	(29)	▲73.6	△23.0	△57.5	20.7	△32.2	▲20.7
	既修	小計	(225)	(122)	48.4	17.3	43.1	17.8	26.2	20.4
		2007—2011	(57)	(53)	▼29.8	17.5	40.4	21.1	24.6	▼1.8
		2017—2021	(168)	(69)	▲54.8	17.3	44.0	16.7	26.8	▲26.8
	全体		(426)	(227)	53.1	16.2	45.8	18.1	25.4	15.7

		回答数	法曹資格所有者数	復習用教材	反転授業	学修状況に応じた個別指導	その他制度・取組	いずれも利用していない	無回答	
未修・既修 x 教育支援の利用全体	未修	小計	(201)	(105)	13.9	1.0	13.9	3.5	12.9	1.5
		2007—2011	(114)	(76)	▼7.0	0.9	▼7.9	4.4	▲21.9	2.6
		2017—2021	(87)	(29)	▲23.0	1.1	△21.8	2.3	▼1.1	0.0
	既修	小計	(225)	(122)	20.9	1.8	16.4	1.8	16.4	0.4
		2007—2011	(57)	(53)	▽8.8	0.0	12.3	0.0	△28.1	1.8
		2017—2021	(168)	(69)	△25.0	2.4	17.9	2.4	▽12.5	0.0
	全体		(426)	(227)	17.6	1.4	15.3	2.6	14.8	0.9

教育支援全般において、サポートの利用が増えている背景には教育支援を提供する法科大学院の増加、各法科大学院にて提供される支援の増加、支援内容の充実等があるものと思われる。法科大学院アンケートにおいて、未修者の教育支援で最も多くの法科大学院が実施していると回答したのは「補助教員」であり、76.5%の法科大学院が実施している（図 5-4）。教育支援の利用を尋ねた修了生アンケートにおいても、未修者 2017 年度 - 2021 年度修了生の「補助教員」が 73.6%と最も多く（図 5-3）、利用状況の多さにつながっている。

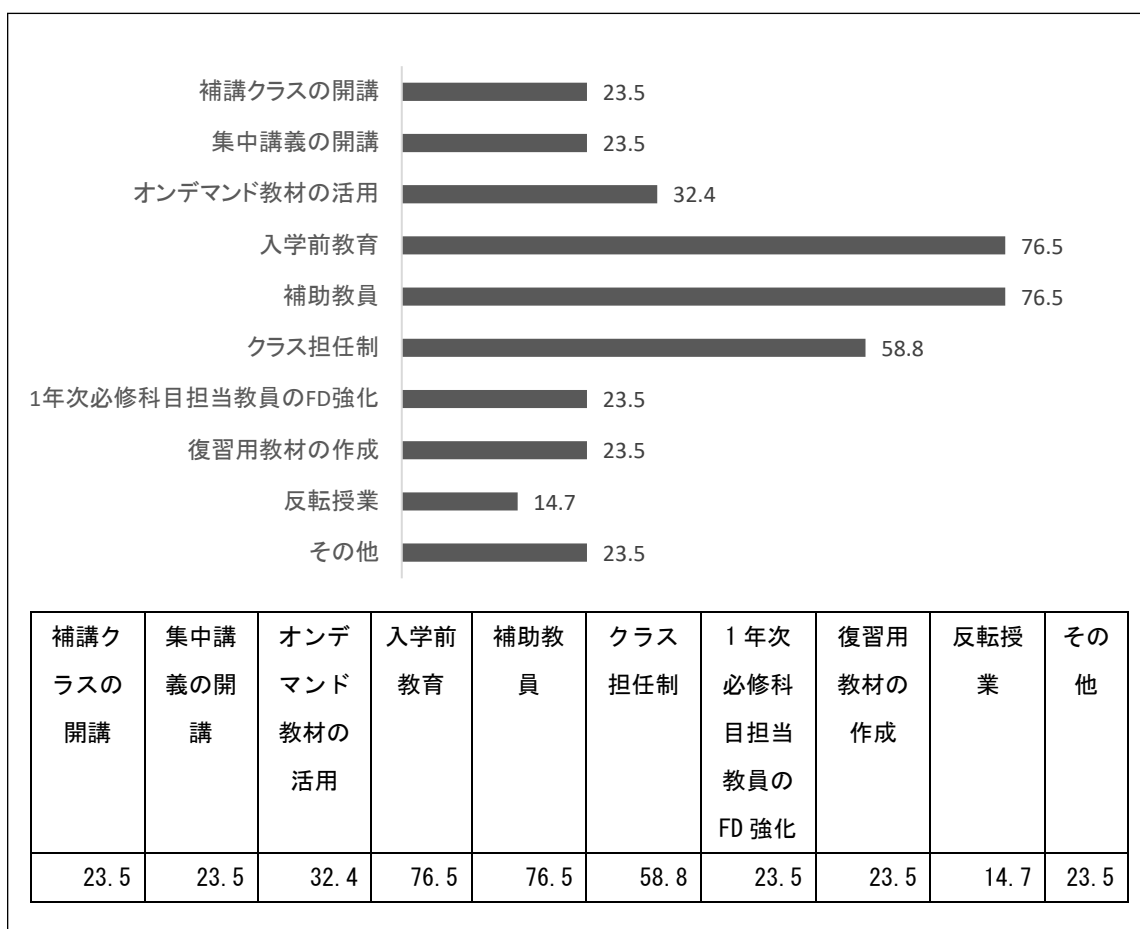


図 5-4 未修者の教育支援：法科大学院 単位：% n=34

利用した教育支援について、それぞれの項目で役立ったと回答した割合を集計した(表 5-3)。「補助教員(チューター、アカデミック・アドバイザー等)」の利用者において、当該項目を役立ったと回答した割合が最も多く、未修者は 79.4%、既修者は 82.4%であった。

表 5-3 利用した教育支援について役立ったと回答した割合：修了生アンケート

単位：%

		利用したと回答した数	役立ったと回答した割合
未修	補助教員(チューター、アカデミック・アドバイザー等)	(199)	79.4
	クラス担任制	(47)	46.8
	オフィスアワー	(155)	73.5
	補講クラス	(64)	54.7
	集中講義	(85)	47.1
	オンデマンド教材	(27)	48.1
	復習用教材	(39)	41.0
	反転授業	(3)	66.7
	学修状況に応じた個別指導	(44)	70.5
	その他制度・取組	(14)	71.4
既修	補助教員(チューター、アカデミック・アドバイザー等)	(188)	82.4
	クラス担任制	(63)	49.2
	オフィスアワー	(161)	75.2
	補講クラス	(78)	57.7
	集中講義	(99)	58.6
	オンデマンド教材	(58)	53.4
	復習用教材	(71)	56.3
	反転授業	(8)	37.5
	学修状況に応じた個別指導	(58)	72.4
	その他制度・取組	(12)	66.7

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生の比較(表5-4)においても、「補助教員(チューター、アカデミック・アドバイザー等)」の利用者において、当該項目を役立ったと回答した割合が多かった。

表5-4 利用した教育支援について役立ったと回答した割合：修了生アンケート

単位：%

		2007—2011年度修了生		2017—2021年度修了生	
		利用したと回答した数	役立ったと回答した割合	利用したと回答した数	役立ったと回答した割合
未修	補助教員(チューター、アカデミック・アドバイザー等)	(53)	77.4	(64)	82.8
	クラス担任制	(10)	50.0	(20)	50.0
	オフィスアワー	(48)	75.0	(50)	80.0
	補講クラス	(19)	52.6	(18)	55.6
	集中講義	(21)	38.1	(28)	53.6
	オンデマンド教材	(3)	66.7	(18)	38.9
	復習用教材	(8)	37.5	(20)	45.0
	反転授業	(1)	100.0	(1)	100.0
	学修状況に応じた個別指導	(9)	55.6	(19)	73.7
	その他制度・取組	(5)	60.0	(2)	100.0
既修	補助教員(チューター、アカデミック・アドバイザー等)	(17)	82.4	(92)	80.4
	クラス担任制	(10)	60.0	(29)	44.8
	オフィスアワー	(23)	82.6	(74)	75.7
	補講クラス	(12)	75.0	(28)	46.2
	集中講義	(14)	57.1	(45)	62.2
	オンデマンド教材	(1)	0.0	(45)	48.9
	復習用教材	(5)	80.0	(42)	57.1
	反転授業	(0)	0.0	(4)	25.0
	学修状況に応じた個別指導	(7)	85.7	(30)	66.7
	その他制度・取組	(0)	0.0	(4)	50.0

表 5-5 全学生対象の教育支援

no	取り組み・特色
1	オフィスアワーの実施。実務家教員控室の学生への開放。自主ゼミ用のミーティングルームの開放。
2	全学生対象の支援として、授業と連動する形での補助教員による論述起案の添削指導を2年次の複数の科目で22年度に試行的に導入した。
3	①成績不振者面談 ②学生間ゼミに利用のためのオンラインツールの学生への提供 ③判例・文献検索ソフトの提供 ④平時は24時間利用可能な自習室の提供
4	学修支援システムにより基礎を確認する択一テスト等を利用させている。
6	成績不振学生には、学期ごとに教務担当教員による面談を受けてもらい、自らの学習のあり方を見直す機会としてもらっている。
7	弁護士チューターを配置している。
9	定期試験における複写式答案用紙の導入。法科大学院学生専用の自習スペース（指定席）として、学習室・自習室の設置。専用ロッカーの貸与。科目ごとの学習相談・オフィスアワー。担任委員会・教務委員会による成績不良者面談。
12	学期ごとに研究科長と教務委員長による学生面談を実施している。
13	・学生1人に対して、教員2-3人をチューターとして配置して、学修のみならず学生生活全般について個別指導を行っている。・若手弁護士によるリーガルフェローゼミ 授業の理解を深めるとともに基本・基礎を核として知識を結び付けていく学修法や、基本書や判決文等を緻密に読み込むための読解法などを洗練させるために、在学生及び修了生向けに学修フォローゼミを開設している。本法科大学院のみならず、他の法科大学院を修了した弁護士も加わっている。
14	学生全員が利用可能な学修スペースを提供するほか、オンラインデータベースを複数導入し、電子図書などを積極的に購入することで、コロナ禍における学修環境整備にも注力した。
15	法科大学院独自の奨学金、履修カルテの運用を利用した学修指導
16	・同窓会組織による学修相談を実施している。・学年を問わず任意に参加することができる勉強会を教員がコーディネートして開催している。
17	学修についての教員との懇談会
20	自身の授業理解度を確認するオンライン上の復習ツール（短答マラソン）の活用、授業科目と連動した論文添削指導、実務家教員が作成したオンデマンド動画教材の提供を実施
21	2か月に1回のクラス面談により、学生の学習状況、生活状況を把握し助言を行っている。授業理解の促進を目的とした「支援プログラム」を1年次6科目、2年次1科目について実施している。

23	オフィスアワーの実施
24	原則として全ての授業で「録画（又は録音）」を行っており、授業終了後の復習等に使用することができるようにしています。また、長時間勉学に励むことができるよう、全学生に対し、休日も含め毎日7時～24時まで使用できる、ゆったりしたスペースの個人専用の机を用意しています。各席でインターネットを利用することが可能であり、予習・復習はもちろん、学生個々のニーズに応じた学習のための情報収集ができます。併せて、個人専用ロッカーも用意しています。
25	本学OB0G弁護士数十名が任意に参加したメーリングリスト「知恵袋」によって、全学生および修了者の学修上の質問に答える機会を設けている。
26	教育補助講師は「教育補助講師室」に常駐して学生の学習相談に対する指導を実施している。さらに、1・2年次には授業の進度に合わせた「補習」、3年次には司法試験に向けた「ゼミ」を開講し、段階的に学修支援を行っている。
27	チューターやAA(アカデミックアドバイザー)によるサポート、教員によるオフィスアワーの実施をしている。
28	プレスクーリング（入学前導入教育）、担任制、修了生によるオンラインサポート、学期末成績を踏まえた専任教員による個別面談、教育補助講師（チュータ）による指導、授業の補修
29	本学出身弁護士アドバイザーによる答案作成演習
30	科目の質問に対応するのにオフィスアワーのみでは十分に対応しきれないため、その拡充として、恒常的に指導学生の学修上の質問に答える「学習指導」の時間を設けている。
32	専任教員による個別答案添削
33	年2回の学内での実力確認試験の実施、民間業者による模擬試験の受験料補助
34	入学前にガイダンスだけでなく、OB・OGや在学生との交流会を行い、法科大学院における学修について具体的なイメージを持ったり質問をしたりする場を設けている。在学中は、科目ごとのアカデミックアドバイザーによるゼミや学修全般の相談や各科目の質問まで幅広く対応するチューターによる学修支援、学生の学修の状況等の情報を集約した学生のカルテともいえるべき「学生カード」を作成し、それを活用した担任による個人面談や科目担当教員による個人指導を行っている。これらの支援は、卒業後法務研修生となってからも受けることができる。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※数値は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

表 5-6 法学未修者対象の支援：法科大学院

no	支援内容
1	未修者学修支援室の設置。院長・教務委員長による個別面談の実施。学習方法についての OBOG からの講習会実施。入学前導入教育の実施。個人別に学習状況を記載したカルテを作成し教員が共有
2	法学未修者対象の支援として、導入科目「法律基礎演習」を用意するほか、授業と連動する形での補助教員による授業の進度に合わせた学修方法の指導を実施している。
3	未修者用のチューターゼミ
4	入学前指導において、学習方法も含めて丁寧な指導を行っている。
5	若手弁護士等（修了生）による法律文書作成指導
6	未修者教育をより一層充実させるという観点から、未修1年次の学生に対して、担任制度を設けている。各学生に対して主担任教員及び副担任教員をそれぞれ1名充て、1年次在学中は夏学期末、冬学期末に面談を行う。面談において、学生は教員に対して学修状況を報告し、教員は、当該学生に対して適切な指導を与える。
7	未修者チューターを配置している。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・入学までに期待される事前学習についての指示（必読文献リスト）の合格通知に同封 ・入学前の授業見学会を実施（事前学習の方法等を説明） ・開講前集中講座において、「司法制度の概要」及び「法情報調査1」の履修を義務付けるなど、1年次に配当される法律基本科目の学習をスムーズに開始することができるよう、特段の配慮 ・法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を法科大学院教育補助スタッフとして採用し、小テストの実施を行い知識の定着を促している。 ・未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会を企画・開催し、法学未修者の進路状況、法科大学院での学習や司法試験に向けた準備の在り方等について説明
11	未修者スタートアップ・プログラムとして、入学後1年間はもとより、入学前・2年次進学後も含めて、きめ細やかな学習支援を実施している
12	OBOG 弁護士を学修アドバイザーとして配置している。
14	法律基本科目における中間テストの実施、個別学修指導の実施、進級率のチェック等を行い、スムーズに2年次・3年次へ進級できるようにしている。
15	指導教員によるきめ細やかな指導
19	1年次の未修者コースでは、学生3名ないし4名に1人の指導補助教員を配置し、グループごとに丁寧な指導を目指している。
20	法学を学び法曹を目指すうえでの導入科目および論文作成の基礎を学ぶ科目の必履修化
21	特になし。
23	「フォローアップ演習」の実施

24	未修者教育で最大の効果を期待できる少人数教育を前提にしつつ、さらに法学部の協力を得て、未修者の学習をバックアップする体制を構築しています。また、未修者を主な対象とした正課外の講座として、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎重点講座や、本学出身の現役弁護士による文章の表現力を上げるための課外講座等も実施しています。
25	上記とは別に、未修者のみを対象とする「弁護士チューター」制度も設け、1名のOBOG弁護士が学生2~3名を担当して学習相談に応じることとしている。
26	法学未修者のみを対象の支援は行っておらず、全学生対象の支援に網羅している。
27	法学未修者を対象として入学前にアカデミックアドバイザーによる「導入講義」の実施やゼミを実施している。
28	共通到達度確認試験を利用した個別学修指導
29	本学出身弁護士アドバイザーによる学修指導
30	入学前導入教育において、純粋未修者に対する指導を行っている。
32	必修科目直後のオフィスアワー設置
33	教学補佐(上級生)による勉強会、春学期の定期試験前の学習指導
34	入学前教育においては、憲法、民法、刑法の学修方法についてのプレセミナーを行うだけでなく、法律全般の学修に必要な技術である法情報検索、法文書作成についてのプレセミナーも行っている。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

また、法科大学院の教育効果、教育目標を達成するうえで学生の学習モチベーションの維持（学修意欲の喚起）は不可欠であり、かつバーンアウトや精神疾患等による学習離脱等のリスクを予防する上でメンタルヘルスに関する支援は重要である。表 5-7 における各法科大学院の取り組みを参照すると学期毎の面談や学修到達状況の多面的な把握等を通じて、目標設定の支援や学修面、メンタル面における課題の早期発見やカウンセラー等専門家との連携を実施している。

表 5-7 学習モチベーション維持：法科大学院

no	取り組み内容
1	法学研究科及び大学全体のメンタルヘルス対応を学生に 周知し、必要な場合は教員が学生に付き添って メンタルヘルスの専門家へ対応を引き継いでいる。
2	法学未修者対象の支援として、導入科目「法律基礎演習」を用意するほか、授業と連動する形での補助教員による授業の進度に合わせた学習方法の指導を実施している。メンタルヘルス対策としては、専門のスタッフによる学生心理相談室を開設している。
3	学生と教員 1 対 1 の個別担任制の導入
4	クラス担任制を採用しており、適宜、担任教員がクラス会を開催している（オンライン開催も含む）。また、原級留置者に対しては、担任教員が面談を実施し、学修計画の作成・助言を行っている。そのほか、担任教員と学務委員が連携し、必要に応じ、学生との面談を実施している。
5	教育支援室・学習相談室の設置
7	アドバイス教員面談を、前期・後期各 1 回実施している。
8	未修 1 年次学生を対象として、学期末試験後に教員チームが個別面談を実施して学習方法のアドバイスやメンタル面のケアを行っている。
9	各学期はじめにその前の学期の定期試験に関する結果説明会を開催し、司法試験合格率との相関関係を説明するなどして、本法科大学院の学修に前向きに取り組むよう定期的に促しているほか、そうした機会をとらえて、レベル別の学修の仕方等につき概括的ながら助言を行っている。
10	コンタクト・ティーチャー制度（教員 1 人当たり 10 名程度の学生を担当）を通じて各学期に 1 回の面談を実施し、学生の状況把握に努めている。
11	入学後に複数回、全学生との面談を行っている。特に未修者については頻度を高めている。
12	毎年 4 月にメンタルヘルス講演会を実施。 ・学期ごとに研究科長と教務委員長による学生面談を実施している。
13	学生 1 人に対して教員 2～3 人をチューターとして配置し学修のみならず学生生活全般にわたる個別指導を行うため、前記及び後期に面談を実施。 ・実務法学専攻長、副専攻長による、個々の学生の学修の到達状況を確認し学修プラン等を助言する面談を実施。 ・学長裁量経費を獲得することにより、学生自習室をリニューアルし、学生の学修モチベーション向上を図っている。
14	入学時に学生グループを作らせ、グループ課題を与えることで、早期に学生同士のつながりを作っている。また、毎年度個別学修指導を行うことで、苦手科目の確認や対策アドバイス等を行っている。
15	毎学期ごとの指導教員との個人面談の実施、若手弁護士との交流の機会の設定

16	学生相談室を設置し、希望者にはカウンセラーによる学生のメンタルケアも行っている。
17	学修についての教員との懇談会
19	1年次の未修者コースでは学生3名ないし4名に1人の指導補助教員を配置し、授業の補完だけでなく、勉強の仕方等についても気軽に相談できる体制を整備している。
20	専任教員が個別に学生の担任となる他、修了生弁護士が学習方法等の個別相談に応じる担任補佐制度、外国籍の修了生による留学生のための学習方法ガイダンスの実施等の取組をしている。
21	2か月に1回のクラス面談により、学生の学習状況、生活状況を把握し助言を行っている。
22	学生からの要望があればアカデミックアドバイザー教員による面談は随時実施している。1, 2か月に1回程度教員とチューターの間の意見交換を行っている。チューターによる面談等は随時実施している。
23	個別面談の実施
24	司法試験に近年合格し、現役弁護士としても活動している助教が、アカデミックアドバイザーとなり、オフィスアワーを設定し、学生からの学修方法や、生活面等、広範囲の相談に対応しています。また、深刻な心理的な悩みや問題についての相談は、法学部の「学生支援室」で、心理カウンセラー（臨床心理士）が、相談内容の秘密を厳守し対応しています。
25	小規模の法科大学院であるから、クラス担任や科目担当者が随時学生の相談に応じる習慣が定着し、かなり機能しているほか、上記のようなOBOG弁護士による支援システムにおいても、学生のメンタル面の相談にも応じている。
26	日常的には、教育補助講師が教育補助講師室に常駐しており、学習方法等のアドバイスをを行っている。また、年に2回、クラス担任・副担任（専任教員及び教育補助講師）が学生個別面談を行っており、学習相談のみならず、日々の悩みや不安等について相談できる場を設けている。
27	アカデミックアドバイザーによるパートナーゼミを実施している。
28	専任教員による担任制度や学期末の個別面談により、学生の学習状況や生活状況を随時把握するとともに、すべての在學生に法科大学院修了者をメンターとして割り当て、オンラインで随時相談等できるサポート制度を導入している。
29	・司法試験合格者による合格体験談を聴く会の実施 ・メンタルヘルス対策 学部生と同様に大学院生（法科大学院生を含む）に対しても学生生活をはじめ人間関係やこころの問題などで相談をしたいと思ったときに自由に話せる学生相談室を保健センターに設置している。学生相談室には、精神科学校医ならびに専門カウンセラー

	が常駐し、様々な相談に対応し、学生のメンタルヘルスをおこなっている。また、保健センター・大学生生活支援室において個別学修支援や学生のモチベーション維持を含めた各種メンタルヘルス講座を開設している。
30	特になし。
32	クラス担任制において担任教員と希望する学生とで適宜面談を行い、学修計画や学修方法のアドバイス、また学業成績に基づいた指導等を行っている。
33	カウンセラーが週1日常駐しており、予約制で学生が相談する機会を提供している。また、それ以外にも進路などに特化したキャリアカウンセラーへの相談ができる。全学の部署との連携も行っている。
34	年に4回担任による個人面談を行い、学修上の悩みなどを聞き、アドバイスを行ったり励ましたり、法科大学院への要望を聞いたりしている。特に、成績発表後には、その学期の振り返りを行い、これからの学修方法について学生とともに考えている。また、面談においては、司法試験合格までのビジョンを描かせ、モチベーション維持にも取り組んでいる。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 3. 2 経済的支援

法科大学院の85.3%（34法科大学院中29校¹⁵）が、法科大学院生のみを対象とした奨学金制度等を案内しており、修了生のアンケートにおいて、経済的負担軽減のための制度利用率は65.8%であった（表6-1）。

表6-1 奨学金や入学金・学費免除等の経済的負担軽減のための制度利用
：修了生アンケート

単位：%

	回答数	割合
全体	(748)	
利用した	492	65.8
利用していない	245	32.8
無回答	11	1.5

また、法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合（図6-1）をみると、既修者、未修者ともに30%台以下の割合に留まっており、経済的負担軽減のための制度利用率の65.8%と比べて低い。

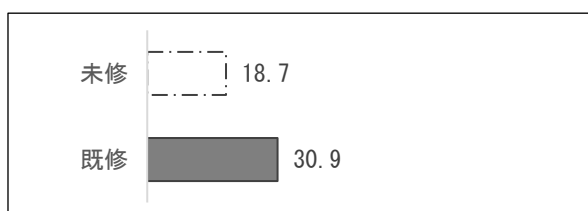


図6-1 法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合
：修了生アンケート 単位：% n=748

¹⁵ 文部科学省：令和4年度法科大学院関係状況調査「11_修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_00004.html

表 6-2 法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合
 : 修了生アンケート 単位 : % n=748

単位 : %

		回答数	法曹資格 所有者数	奨学金等の 経済的支援を 重視
未修・既修 x 進 学の際に奨学金 を重視	未修	(332)	(180)	18.7
	既修	(408)	(257)	30.9
	全体	(748)	(439)	25.1

しかしながら、2007 年度 - 2011 年度修了生と 2017 年度 - 2021 年度修了生を比較した図 6-2 における既修者の割合は、2017 年度 - 2021 年度修了生が 21.2 ポイント高くなっている。また、未修者においても、9.2 ポイント高くなっており、両者とも経済的支援に対する関心やニーズが増えていることが推察される。

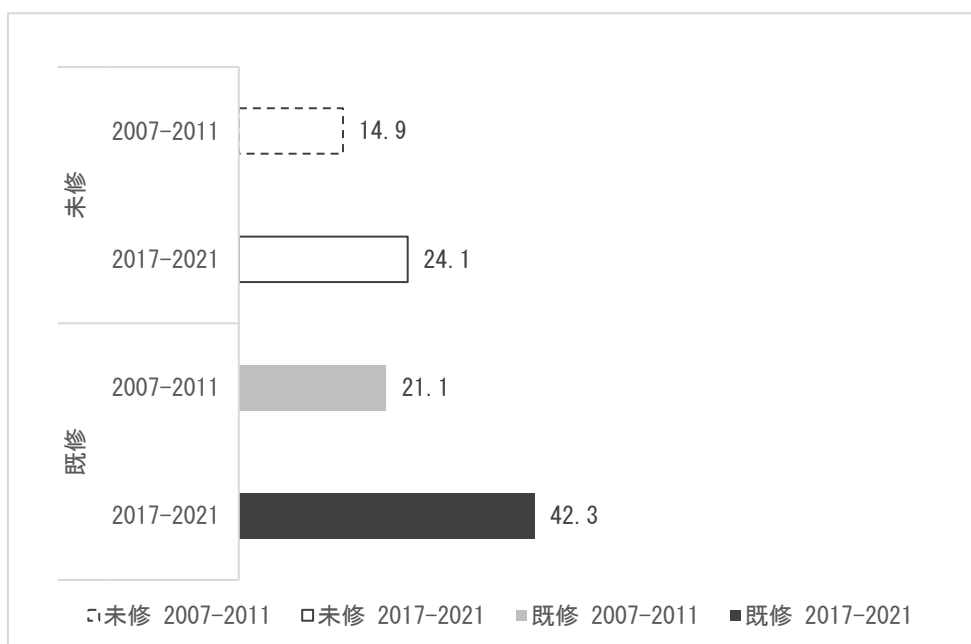


図 6-2 法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合
 : 修了生アンケート 単位 : % n=426

表 6-3 法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合
： 修了生アンケート

単位：%

			回答数	法曹資格 所有者数	奨学金等の経済的支援
未修・既 修 x 進 学の際に 奨学金を 重視	未修	小計	(201)	(105)	18.9
		2007—2011	(114)	(76)	14.9
		2017—2021	(87)	(29)	24.1
	既修	小計	(225)	(122)	36.9
		2007—2011	(57)	(53)	▼21.1
		2017—2021	(168)	(69)	△42.3
	全体		(426)	(227)	

3. 4 キャリア支援

3. 4. 1 キャリアの多様化

修了生アンケートにおける勤務先の割合については、既修者、未修者共に法律事務所が最も多く、それぞれ未修者 41.3%、既修者 44.6%となっている（図 7-1）。

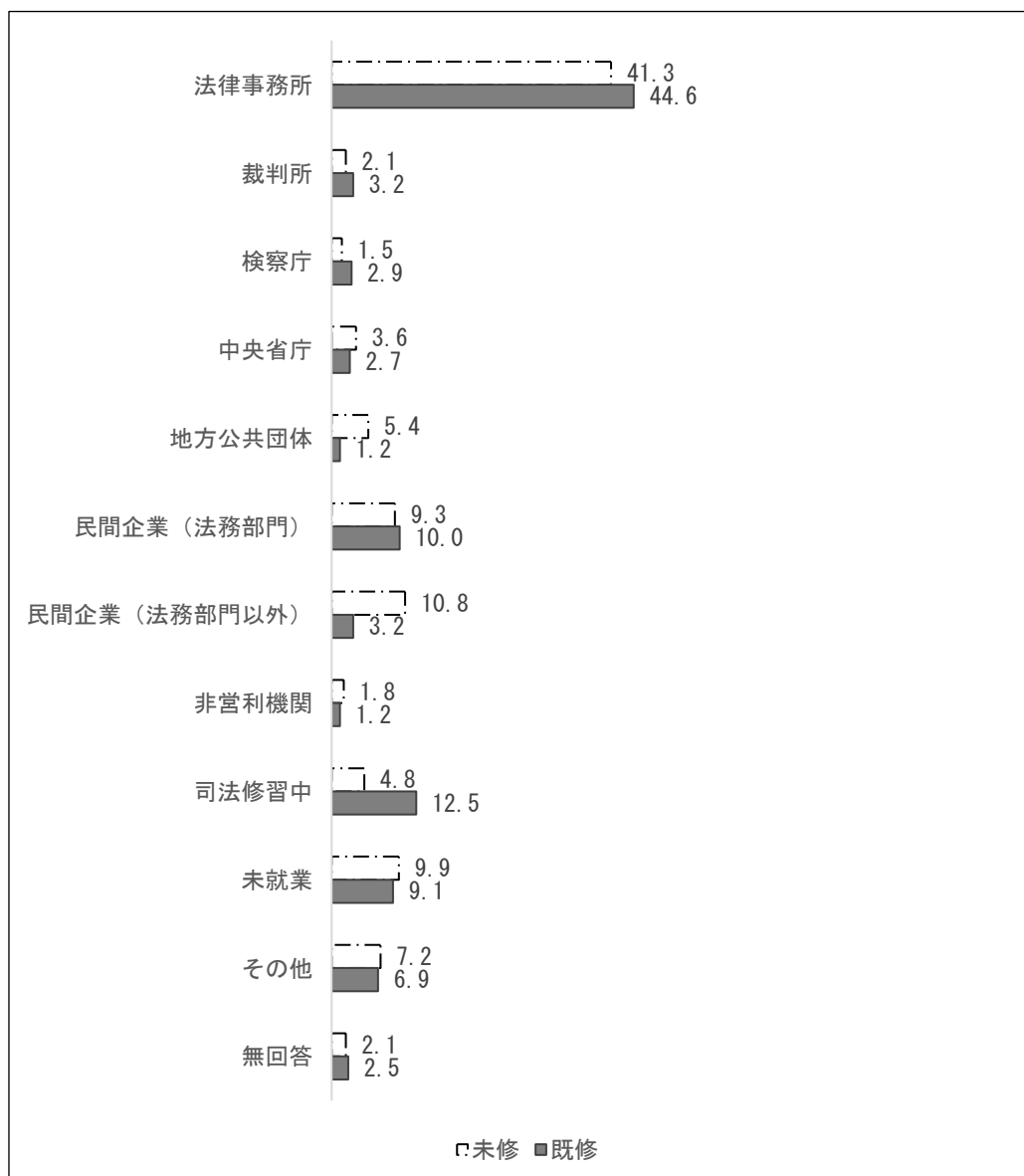


図 7-1 勤務先：修了生アンケート 単位：% n=748

表 7-1 勤務先：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	法律事務所	裁判所	検察庁	中央省庁	地方公共団体	民間企業（法務部門）
未修・ 既修× 勤務先	未修	(332)	(180)	41.3	2.1	1.5	3.6	5.4	9.3
	既修	(408)	(257)	44.6	3.2	2.9	2.7	1.2	10.0
	全体	(748)	(439)	42.9	2.7	2.3	3.1	3.1	9.6

		回答数	法曹資格所有者数	民間企業（法務部門以外）	非営利機関	司法修習中	未就業	その他	無回答
未修・ 既修× 勤務先	未修	(332)	(180)	10.8	1.8	4.8	9.9	7.2	2.1
	既修	(408)	(257)	3.2	1.2	12.5	9.1	6.9	2.5
	全体	(748)	(439)	6.6	1.5	9.0	9.4	7.0	3.1

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生の比較において、2017年度 - 2021年度修了生の項目は、「司法修習中」の修了生が多いため、他の勤務先の割合は相対的に低くなっている（図 7-2）。2017年度 - 2021年度修了生における「司法修習中」は未修者 16.1%、既修者 26.8%となっており、司法試験合格率の高い既修者の割合が高くなっている。

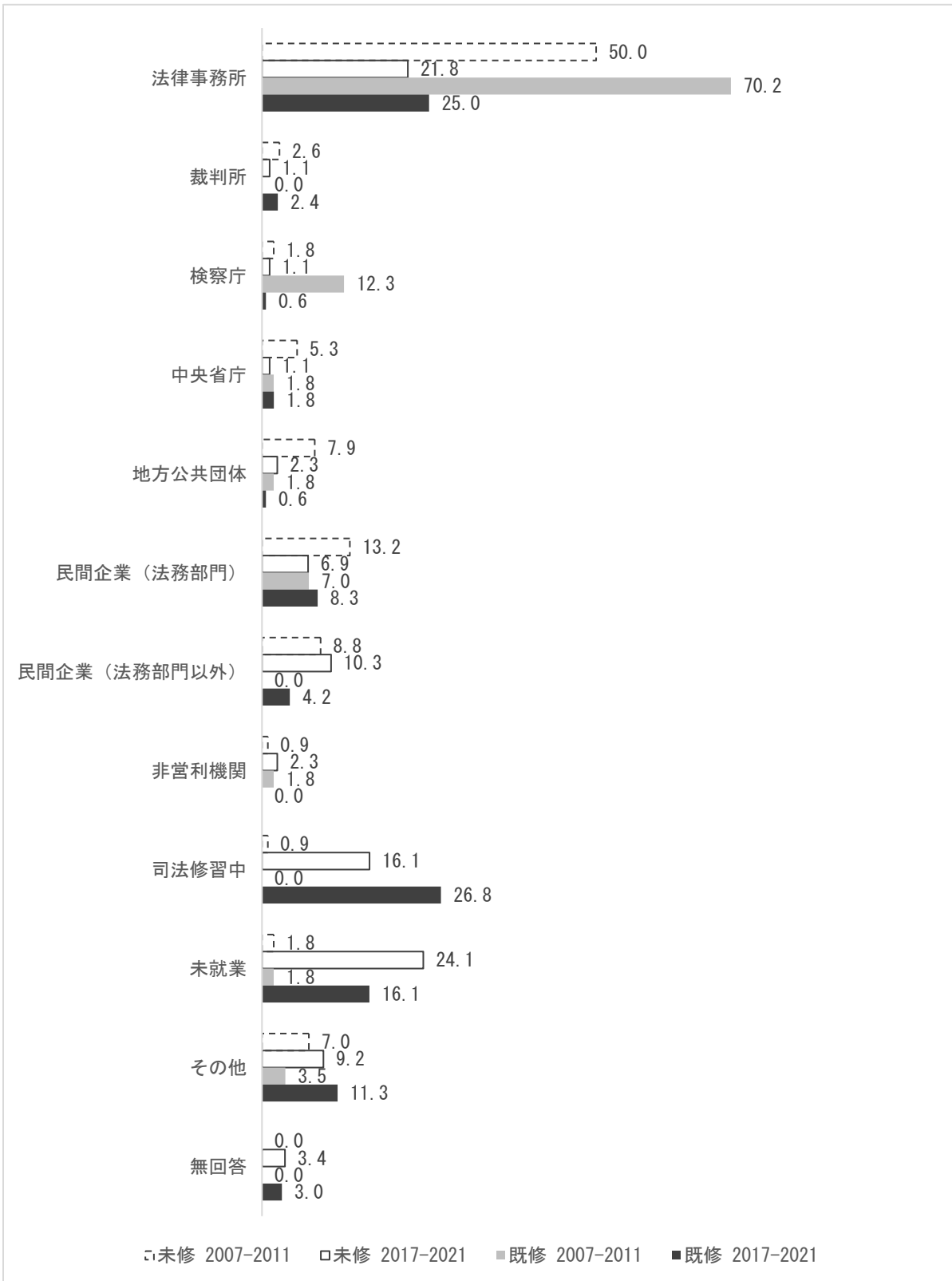


図 7-2 勤務先：修了生アンケート 単位：% n=426

表 7-2 勤務先：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	法律事務所	裁判所	検察庁	中央省庁	地方公共団体	民間企業（法務部門）	
未修・ 既修× 勤務先	未修	小計	(201)	(105)	37.8	2.0	1.5	3.5	5.5	10.4
		2007—2011	(114)	(76)	▲50.0	2.6	1.8	5.3	7.9	13.2
		2017—2021	(87)	(29)	▼21.8	1.1	1.1	1.1	2.3	6.9
	既修	小計	(225)	(122)	36.4	1.8	3.6	1.8	0.9	8.0
		2007—2011	(57)	(53)	▲70.2	0.0	▲12.3	1.8	1.8	7.0
		2017—2021	(168)	(69)	▼25.0	2.4	▼0.6	1.8	0.6	8.3
全体		(426)	(227)	37.1	1.9	2.6	2.6	3.1	9.2	

		回答数	法曹資格所有者数	民間企業（法務部門以外）	非営利機関	司法修習中	未就業	その他	無回答	
未修・ 既修× 勤務先	未修	小計	(201)	(105)	9.5	1.5	7.5	11.4	8.0	1.5
		2007—2011	(114)	(76)	8.8	0.9	▼0.9	▼1.8	7.0	0.0
		2017—2021	(87)	(29)	10.3	2.3	▲16.1	▲24.1	9.2	3.4
	既修	小計	(225)	(122)	3.1	0.4	20.0	12.4	9.3	2.2
		2007—2011	(57)	(53)	0.0	1.8	▼0.0	▼1.8	3.5	0.0
		2017—2021	(168)	(69)	4.2	0.0	▲26.8	△16.1	11.3	3.0
全体		(426)	(227)	6.1	0.9	14.1	12.0	8.7	1.9	

法学部生（法曹コース在学学生アンケート）の希望する就職先を確認すると、修了生の就職先と同様、法律事務所への就職希望が最も多くなっている。一方で、企業法務への就職希望は30.6%と修了生の就職先と比べて多い（図7-3）。企業法務等のキャリアについては、組織内弁護士（インハウスロイヤー）の他、法曹資格を採用の要件とされない場合もあり、法科大学院生にとって、法曹資格を取得できなかった場合の次善のキャリアとして認識される場合もある。企業法務、非営利機関（医療、教育機関等）において組織内弁護士（インハウスロイヤー）として就業する弁護士数¹⁶は、登録弁護士全体の6.7%（2022年）となっているが、その数は急速に増えており、企業における法律の専門家の需要が拡大している。

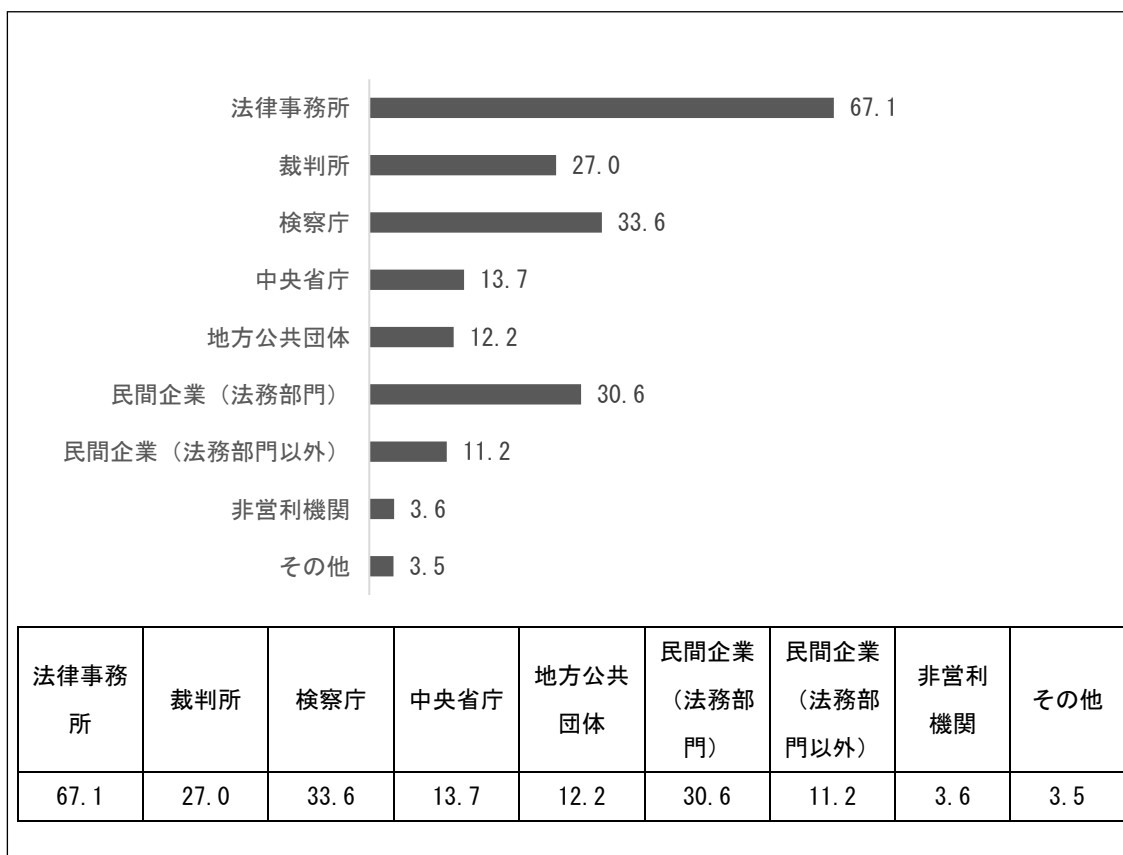


図7-3 希望する就職先：法曹コース在学学生アンケート 単位：% n=633

¹⁶ 日本組織内弁護士協会のデータによれば2002年80名、2012年771名、2022年2965名となっている。また、本調査研究における組織内弁護士（インハウスロイヤー）とは、日本組織内弁護士協会における次の定義を参照している。「日本法に基づく会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等、国と地方自治体以外のあらゆる法人に役員又は従業員として勤務する弁護士のうち、当該法人の所在地を自身の法律事務所所在地として弁護士登録している者」：
<https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf>

また、企業における法律の専門家の需要拡大に対応する取り組みとして、主に展開・先端科目の工夫や企業と連携した取り組みがある（表 7-3）。

表 7-3 展開・先端科目における工夫

no	工夫内容
1	知的財産法に注力している。
2	展開・先端科目については、本法科大学院の規模からすると多種多様な科目のラインナップを用意している。多様性社会と法演習は、特色ある講義科目として、以前から特に力を入れている。
3	他の国立3大学と単位互換協定を締結して、多様な展開・先端科目の履修を可能としている。
4	身近な法律問題を重視し、環境法、租税法、消費者法を開講しているほか、医学部等の教員が担当する「精神医学と法」も設けている。
5	多種・多様な科目展開
6	3年次に選択コースとして、ビジネスローに関するコースを置く。このコースを選択した学生は、千代田区神田一ツ橋にあるキャンパスに週1日通学し、14単位相当分の科目について、先端的なビジネス法務関連科目を履修する。このコースでは、ビジネスローに関する専攻の教員の協力の下に、弁護士などの実務家教員が関与し、最新の実務に即した教育がなされる。
7	紛争とその法的解決Ⅰ、紛争とその法的解決Ⅱ
8	「国際的視野と能力をもった法曹」の養成を目的とした「法整備支援論」、「外国人と法」といった科目、また、「企業法務に通用する法曹」の養成を目的とした「金融法」、「ビジネス・プランニング」といった科目を開講している。
10	個々の学生の法曹像・キャリアプランに基づく様々なニーズに対応するべく、多種多様な科目を展開している。とくに学生の関心が高いと思われる「知的財産法」「ビジネス法」に関する科目を充実させるとともに、3つのモデルカリキュラム（「知的財産権プログラム」、「企業財務プログラム」、「経営支援プログラム」）を提供している。
12	企業、医療法人等の組織内で必要とされる組織内法務の教育を特色としており、地域組織内法務や医療福祉分野におけるネットワーク・セミナーの関連科目を開講している。
13	債権回収法、企業金融法、社会保障法、消費者法など、市民・企業活動に関する科目が比較的充実。
14	実践的で多様な実務教育を行い、様々な専門性を持った法曹の要請を実現するため、地元弁護士会等と連携して、「ジェンダーと法」、「倒産法実務」等、特色ある展開・先端科目（実務家教員の担当によるものが多い）を開講している。

15	「米軍基地法」、「沖縄企業法務」、「沖縄金融法務」など、地域特性を活かした授業科目の開講、「性の多様性の尊重と法」の開講、ハワイに2週間滞在し、ハワイ大学ロースクールの授業を受ける「英米法研修ハワイプログラム」の開講。
19	展開・先端科目として、ワークショッププログラムやフォーラムプログラムで少人数の実践的・総合的な法律理論・実務教育を実施している。
20	社会経済法系・国際関係法系・環境法系の3群からなる多彩な科目を揃えている。特に、国際法系・環境法系科目は国内有数の開設数であり、現代社会のニーズに応える幅広い視野と応用力を養うことを企図している。
21	金融商品取引法、保険法、消費者法。金融やビジネスに関し、豊富な科目群を用意している点が本法科大学院の特色になる。
23	「政策形成と法」は、各授業で行政機関等の第一線で活躍されている実務経験豊富なゲストスピーカーを招聘している。時代特性を踏まえた、最新の法的問題とその解決方法について講義をして頂いており、現代諸問題を多角的に捉える視点を養成することを目的としている。
24	「企業法務」、「医療」、「知的財産」、「環境」及び「労働」の5分野は、いずれも現代社会が法曹にその専門性の発揮を強く求めている分野です。実務に就いたときに、特色を持つ法曹として活躍する基礎を築けるよう履修モデルを組んでいます。また、来るべき法化社会では①ホームロイヤーと②ビジネスロイヤーの分野が巨大なリーガルマーケットに成長することが予想されます。市民や日本経済を支える中小企業にも親しまれる身近なホームロイヤーの育成と、会社法・金融商品取引法・倒産法などの諸法を有機的に使いこなせるプロフェッショナルなビジネスロイヤーの育成もめざしています。
26	本学は初の女性法曹を輩出した大学ということもあり、司法試験の選択科目ではないが、ジェンダー法に力を入れている。具体的には、本学専任教員がオムニバス形式で専門分野のジェンダー法に係る部分を授業する「ジェンダー法Ⅰ」と、第一線で活躍する実務家を招聘し、オムニバス形式で授業を展開する「ジェンダー法Ⅱ」を開講している。
27	・司法試験選択科目はもちろんのこと、司法試験選択科目以外の科目も多数設置している点が特徴的である（詳細は研究科案内やシラバスをご参照いただきたい）。これは、学生が自分の将来目指す法曹像を意識しながら、それに必要な応用的・発展的な素養を身につけられるようにするためである。
28	企業法務に注力しており、企業法に関連する先端分野のカリキュラム編成が多様である。
29	本法科大学院のモットーである「人間の尊厳のために」を实践すべく、「少年法」「医療と法」等を配置。

30	司法試験の選択科目のほか、先端的法領域に関する科目を多数設置している。特に、寄付講座として開講されている「信託法」は、多くの学生が履修している。
31	外国法務演習Ⅰ、現代法務特殊講義（京都セミナー）
32	多くの科目で入門科目としての講義1を配置し、学生に多様な先端的法分野を学ばせると同時に、講義2（科目によってはさらに講義3）および演習を配置して、学生に当該法分野についてより深い専門的知見を得ることができるよう配慮している。また、外国法に関する知見の修得と国際的視野の養成を図るため、中国ビジネス法を専門とする実務家教員による講義・演習科目のほか、国際契約実務、ビジネス法律英語の講義科目、涉外法律実務の演習科目を設けている。
34	子どもをめぐる問題を学ぶ「子どもの権利」や様々なハラスメント問題を扱う「ハラスメント問題の法律実務」など横断的視点を重視した科目を置き、それらを経験豊富な弁護士が担当している。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 4. 2 法科大学院のキャリア支援

法科大学院におけるキャリア支援について、「インターンや採用等に関する情報提供」は、88.2%、「就職ガイダンスの実施」や「修了生・実務家等との座談会・就職相談会の実施」は50%以上の法科大学院が取り組んでいる（図8-1）。

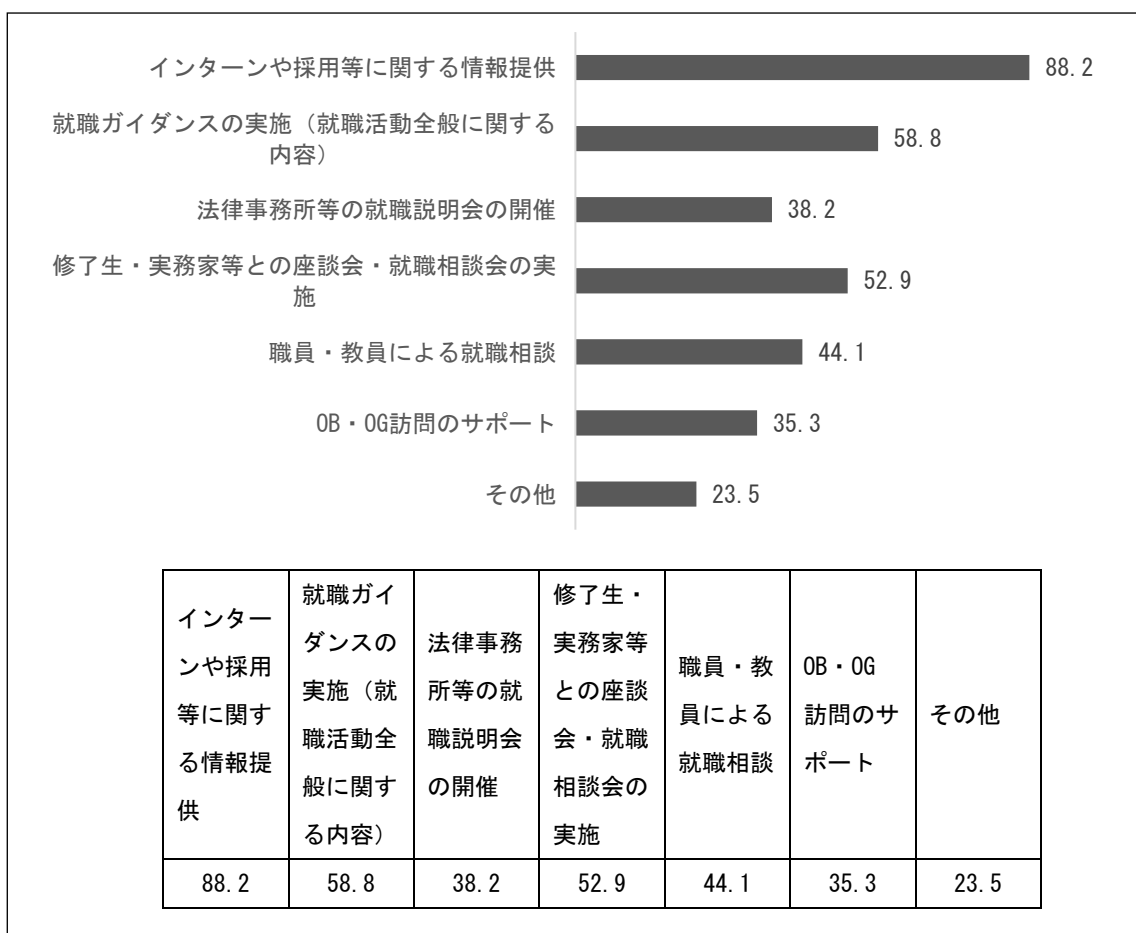


図8-1 法科大学院で実施しているキャリア支援：法科大学院 単位：% n=34

また、図8-2において、修了生アンケートにおけるキャリア支援の満足度を集計した。図8-2では、「非常に満足」と「満足」の回答を「満足」、「不満」と「非常に不満」の回答を「不満」として集約している。満足については、未修者が21.4%、既修者は30.6%となっており、既修者の方が高い。最も多い回答を得たのは、未修者、既修者とも「どちらとも言えない」の回答であった。

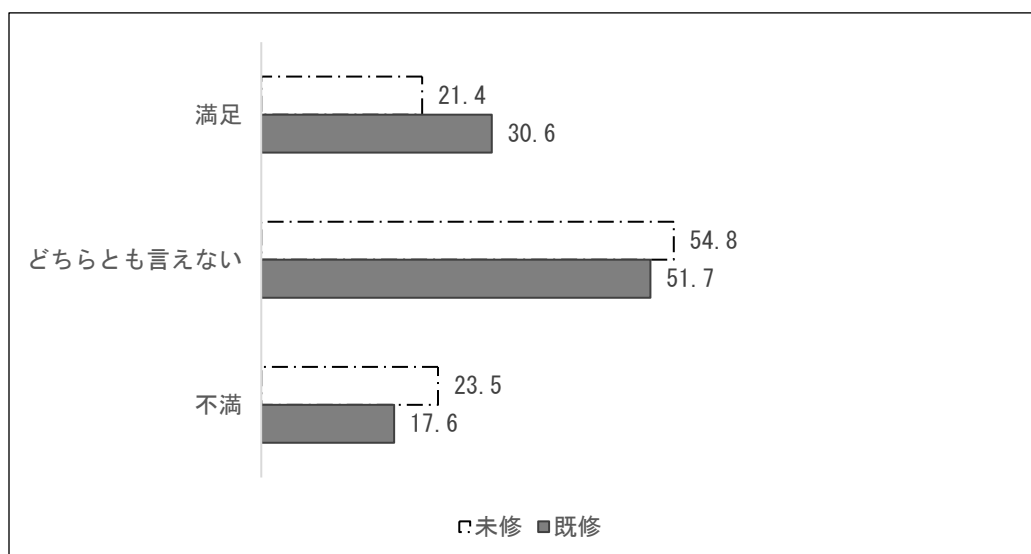


図 8-2 キャリア支援の満足度：修了生アンケート 単位：% n=748

表 8-1 キャリア支援の満足度：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	満足	どちらとも言えない	不満
未修・既修×キャリア満足	未修	(332)	(180)	21.4	54.8	23.5
	既修	(408)	(257)	30.6	51.7	17.6
	全体	(748)	(439)	26.2	52.9	20.1

※無回答を除く

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生を比較した図 8-3 を見ると、未修者の「満足」について、2007年度 - 2011年度修了生の16.7%に対して、2017年度 - 2021年度修了生は34.5%であり、「満足」の割合が増えている。同時に、未修者の「どちらとも言えない」と「不満」は減っている。

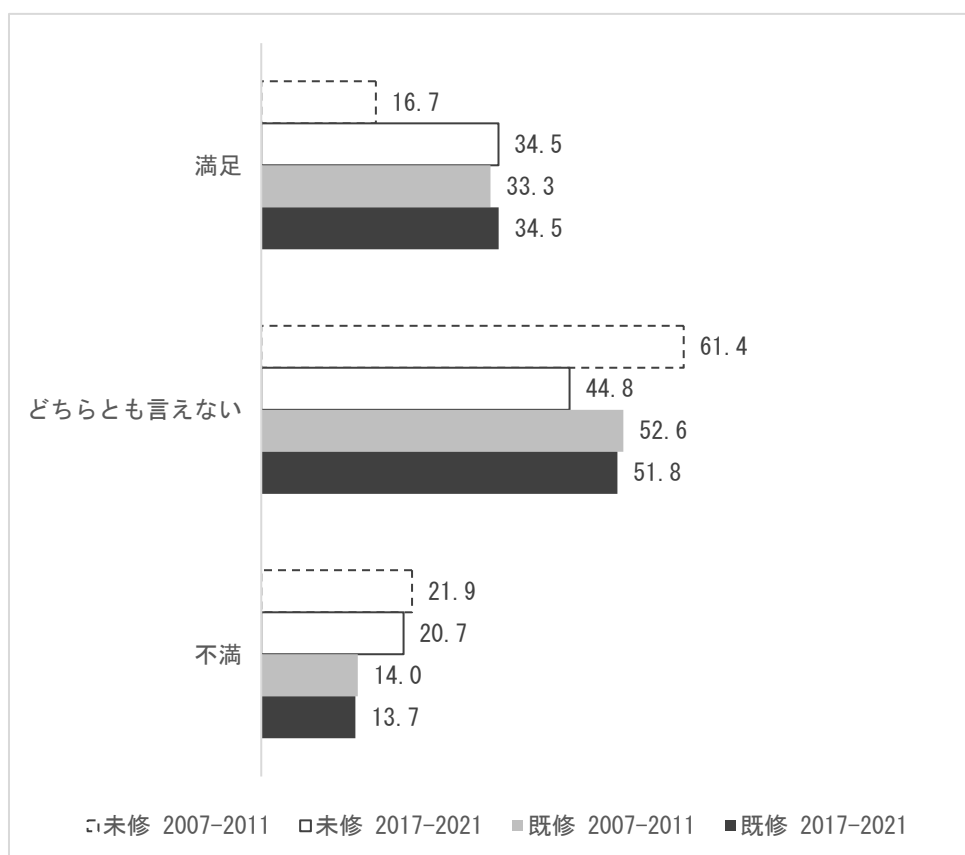


図 8-3 キャリア支援の満足度：修了生アンケート 単位：% n=426

表 8-2 キャリア支援の満足度：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	満足	どちらとも言えない	不満	
未修・既修 x キャリア満足	小計	(201)	(105)	24.4	54.2	21.4	
	未修	2007—2011	(114)	(76)	16.7	61.4	21.9
		2017—2021	(87)	(29)	34.5	44.8	20.7
	既修	小計	(225)	(122)	34.2	52.0	13.8
		2007—2011	(57)	(53)	33.3	52.6	14.0
		2017—2021	(168)	(69)	34.5	51.8	13.7
	全体	(426)	(227)	29.6	53.1	17.4	

各法科大学院が実施しているキャリア支援に対する学生の参加率（図 8-4）を見ると、最も多く実施されている「インターンや採用等に関する情報提供」、「就職ガイダンス」においても 20%台に留まっており、「いずれも参加・活用していない」の回答割合は 40%台に上っている。キャリア支援の満足度において、「どちらとも言えない」の回答が多い理由の一つとして、キャリア支援に対する学生の参加率の低さが考えられる。

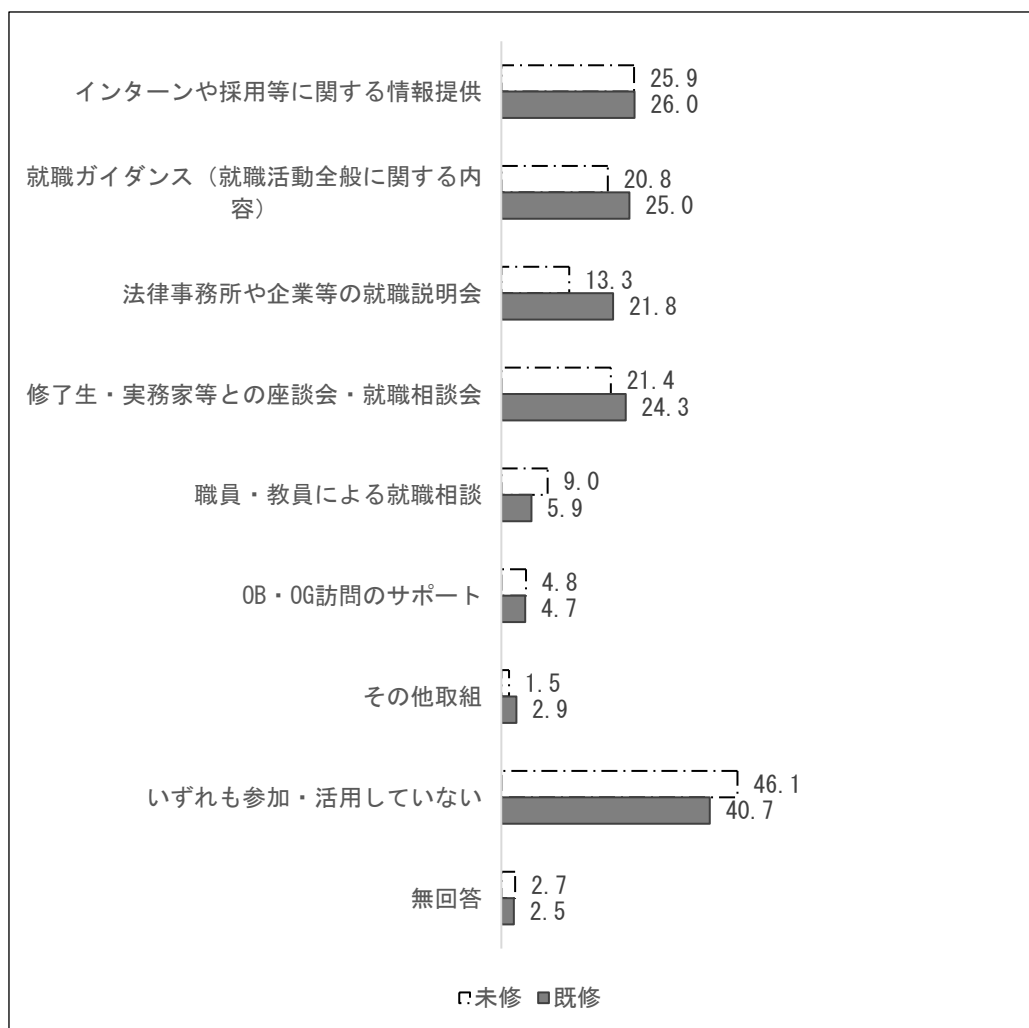


図 8-4 キャリア支援の利用/参加：修了生アンケート 単位：% n=748

表 8-3 キャリア支援の利用/参加：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	インターンや採用等に関する情報提供	就職ガイダンス（就職活動全般に関する内容）	法律事務所や企業等の就職説明会	修了生・実務家等との座談会・就職相談会	職員・教員による就職相談
未修・既修× キャリア支援参加	未修	(332)	(180)	25.9	20.8	13.3	21.4	9.0
	既修	(408)	(257)	26.0	25.0	21.8	24.3	5.9
	全体	(748)	(439)	25.7	22.9	17.8	22.7	7.2

		回答数	法曹資格所有者数	OB・OG訪問のサポート	その他取組	いずれも参加・活用していない	無回答
未修・既修× キャリア支援参加	未修	(332)	(180)	4.8	1.5	46.1	2.7
	既修	(408)	(257)	4.7	2.9	40.7	2.5
	全体	(748)	(439)	4.7	2.3	43.0	3.2

しかしながら、2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生を比較すると、多くの項目において2017年度 - 2021年度修了生のキャリア支援に対する学生の参加率が高くなっており、「いずれも参加・活用していない」の割合も低くなっている（図 8-5）。キャリア支援に対する学生の参加率の低さは課題ではあるが、改善が進んでいるものと思われる。

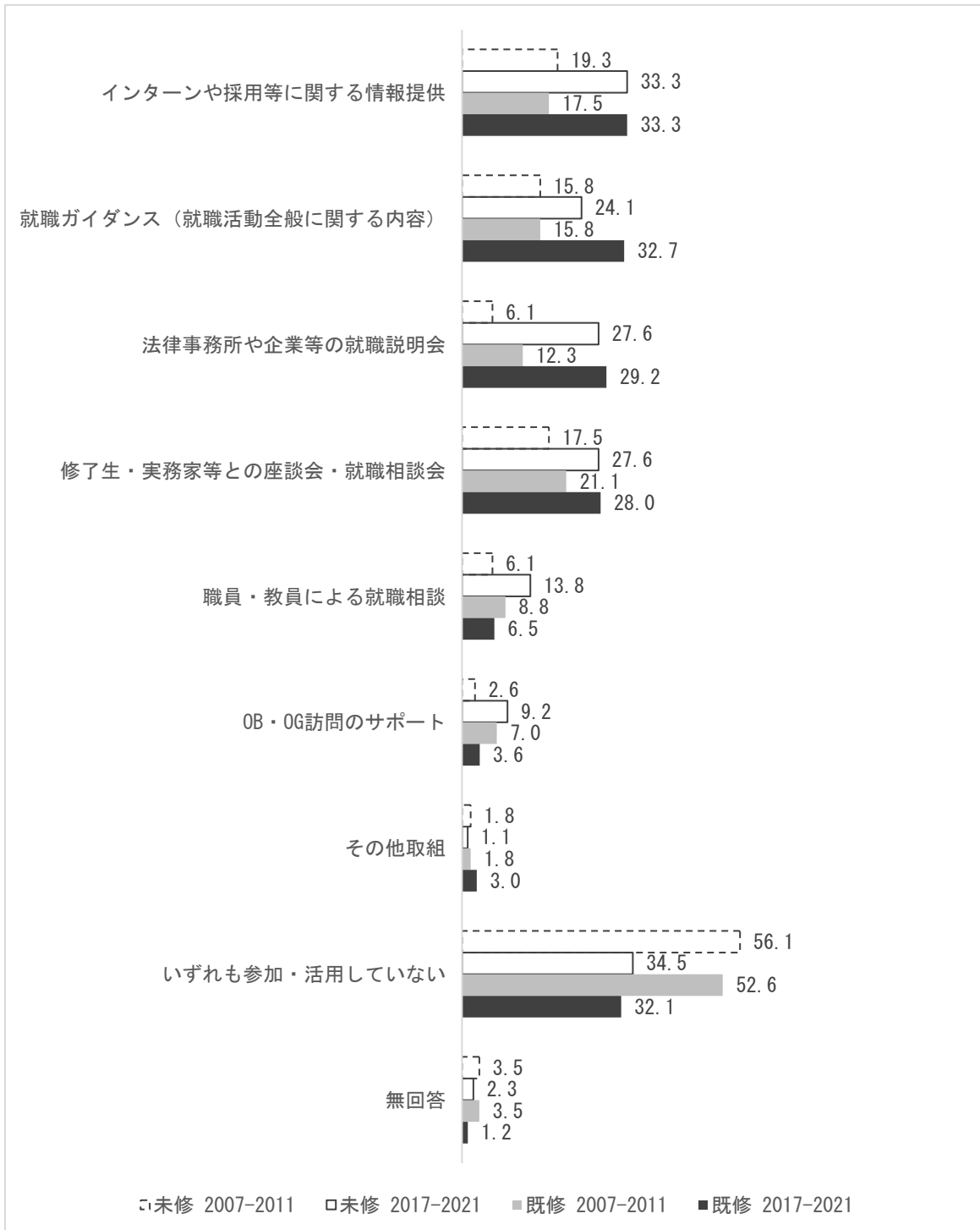


図 8-5 キャリア支援の利用/参加：修了生アンケート 単位：% n=426

表 8-4 キャリア支援の利用/参加：修了生アンケート

単位：%

			回答数	法曹資格保有者数	インターンや採用等に関する情報提供	就職ガイダンス（就職活動全般に関する内容）	法律事務所や企業等の就職説明会	修了生・実務家等との座談会・就職相談会	職員・教員による就職相談
未修・既修 x キャリア参加	未修	小計	(201)	(105)	25.4	19.4	15.4	21.9	9.5
		2007—2011	(114)	(76)	▽19.3	15.8	▼6.1	17.5	6.1
		2017—2021	(87)	(29)	△33.3	24.1	▲27.6	27.6	13.8
	既修	小計	(225)	(122)	29.3	28.4	24.9	26.2	7.1
		2007—2011	(57)	(53)	▽17.5	▽15.8	▽12.3	21.1	8.8
		2017—2021	(168)	(69)	△33.3	△32.7	△29.2	28.0	6.5
	全体		(426)	(227)	27.5	24.2	20.4	24.2	8.2

			回答数	法曹資格保有者数	OB・OG訪問のサポート	その他取組	いずれも参加・活用していない	無回答
未修・既修 x キャリア参加	未修	小計	(201)	(105)	5.5	1.5	46.8	3.0
		2007—2011	(114)	(76)	△2.6	1.8	▲56.1	3.5
		2017—2021	(87)	(29)	9.2	1.1	▼34.5	2.3
	既修	小計	(225)	(122)	4.4	2.7	37.3	1.8
		2007—2011	(57)	(53)	7.0	1.8	△52.6	3.5
		2017—2021	(168)	(69)	3.6	3.0	▽32.1	1.2
	全体		(426)	(227)	4.9	2.1	41.8	2.3

参加・利用したキャリア支援について、それぞれの項目で役立ったと回答した割合を集計した（表 8-5）。「その他取組」以外のすべての項目において、未修者に比べ既修者の方が役立ったと回答した割合が多い。

表 8-5 参加・活用したキャリア支援で役立ったと思うもの：修了生アンケート

単位：%

		利用したと 回答した数	役立ったと 回答した割 合
未修	インターンや採用等に関する情報提供	(86)	44.2
	就職ガイダンス（就職活動全般に関する内容）	(69)	36.2
	法律事務所や企業等の就職説明会	(44)	56.8
	修了生・実務家等との座談会・就職相談会	(71)	52.1
	職員・教員による就職相談	(30)	56.7
	OB・OG 訪問のサポート	(16)	50.0
	その他取組	(5)	60.0
既修	インターンや採用等に関する情報提供	(106)	61.3
	就職ガイダンス（就職活動全般に関する内容）	(102)	62.7
	法律事務所や企業等の就職説明会	(89)	62.9
	修了生・実務家等との座談会・就職相談会	(99)	68.7
	職員・教員による就職相談	(24)	83.3
	OB・OG 訪問のサポート	(19)	68.4
	その他取組	(12)	41.7

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生の比較(表8-6)においては、未修者、既修者ともに、「修了生・実務家等との座談会・就職相談会」に参加・活用したと回答した割合が2007年度 - 2011年度修了生よりも2017年度 - 2021年度修了生の方が高く、概ね70%以上が役立ったと回答しているが、2007年度 - 2011年度修了生よりも2017年度 - 2021年度修了生が役立ったと回答した割合が低い項目も複数見られることから、利用者・参加者が有効感を得られていないことが利用率の低さにも関係していると考えられる。

表 8-6 参加・活用したキャリア支援で役立ったと思うもの：修了生アンケート

単位：％

		2007—2011 年度修了生		2017—2021 年度修了生	
		参加・活用した と回答した数	役立ったと回 答した割合	参加・活用した と回答した数	役立ったと回 答した割合
未修	インターンや採用等に 関する情報提供	(22)	36.4	(29)	34.5
	就職ガイダンス（就職 活動全般に関する内 容）	(18)	16.7	(21)	42.9
	法律事務所や企業等の 就職説明会	(7)	57.1	(24)	50.0
	修了生・実務家等との 座談会・就職相談会	(20)	45.0	(24)	75.0
	職員・教員による就職 相談	(7)	71.4	(12)	41.7
	OB・OG 訪問のサポート	(3)	66.7	(8)	62.5
	その他取組	(2)	50.0	(1)	0.0
既修	インターンや採用等に 関する情報提供	(10)	70.0	(56)	58.9
	就職ガイダンス（就職 活動全般に関する内 容）	(9)	77.8	(55)	69.1
	法律事務所や企業等の 就職説明会	(7)	71.4	(49)	69.4
	修了生・実務家等との 座談会・就職相談会	(12)	58.3	(47)	72.3
	職員・教員による就職 相談	(5)	100.0	(11)	81.8
	OB・OG 訪問のサポート	(4)	75.0	(6)	83.3
	その他取組	(1)	0.0	(5)	40.0

表 8-7 キャリア支援に関する工夫

no	工夫している内容や注力している事項
2	在学生向けの法曹三者を含む様々な分野に関する進路講演会、及び司法試験合格者向けの就職支援説明会の開催に注力している。
4	法テラスによる説明会の開催、法律事務所等から求人情報の提供や公務員試験情報の提供などを行っており、実務家教員などによるキャリア指導なども実施している。
6	法科大学院出身者である弁護士にキャリアアドバイザーに就任していただき、個別に在校生の相談にのってもらっているほか、キャリアアドバイザー座談会という企画を開催いただき、在校生がキャリアについて早期の段階から目を向けることに寄与している。
7	単位付与科目として「インターンシップ」を開講している。
9	4月に進路懇談会を実施し、主に未修者を念頭に置いて、司法試験に限らず様々なキャリアが想定されうることを意識させ、プレッシャーを下げることを目標として、相当数の有力企業の参加を得て進路懇談会を開催している。また、年間2～3回、法学未修者向けにキャリアサポート・学習サポート懇談会を実施し、その中で、進路の選択や当該進路に進むための準備の在り方についての情報を提供している。
11	キャリアパス講座、ワークショップ企業内法務の開講など、法曹・非法曹を問わず、法律家によるキャリアパスに多角的に触れる機会を提供している。
12	弁護士研修センター(OATC)が実施する各種研修事業への大学院生の参加が可能となっている
13	授業の一環として、一般市民からの法律相談へ参加する機会を設けている。後述の質問番号 27 も参照。
14	弁護士事務所や企業等からの就職説明会や求人情報を在校生・修了生に教育支援システムのサイトで積極的に周知している。
17	キャリア支援窓口制度を設けて、OB・OG との連携を図っている。
19	企業法務や開発法学を学ぶことができる授業を開講して、学生が法曹三者以外に広く将来に向けた関心を抱くきっかけ作りを積極的に行っている。
20	<ul style="list-style-type: none"> ・司法試験に合格した修了生の大多数が法律事務所所属の弁護士となっているが、企業の法務部門での活躍や博士後期課程への進学等、様々な進路の可能性を示すよう努めている。 ・法曹コースの設置を機に、早期に法曹への興味・関心を高めるため、学部生を対象に含めた講演会等の行事を実施している。 ・毎年、経営法友会および国際企業法務協会との共催で、企業法務担当者と法科大学院生（他大学生も参加可）との交流イベントを開催している。

23	・同窓会組織との連携 ・在学中からの早期プログラムの強化 ・オンライン活用によるフレキシブルな参加環境の提供
24	法学部の就職指導課と連携することで、一般的な就職活動にも対応できるセミナーや講座を受講することができ、本学に届く、各種求人情報を検索・閲覧できるシステムを用意しています。 また、本学出身の法曹により結成された「●●法曹会」と、こまめな連携を取ることで、修了後のサポート体制を構築しています。
25	本法務研究科の専任教員で構成される組織として、「修了生支援委員会」を設置し、複数の教員が委員を務めている。法律事務所や企業等から弁護士や職員を採用する案内文書等が郵送、あるいはメールで送信された場合には、本法務研究科事務と共にこれらの委員が対応することし、連絡調整を図っている。また、連絡のあった当該法律事務所、企業に関する評判等の確認、コンプライアンスチェック等も可能な限りで行っている。さらには、本学出身の法律家（実務家及び研究者）で組織される「法曹会」の副会長を本法務研究科の研究科長が務め、上記法曹会との連携、キャリア支援を図ることとしている。さらには、上記法曹会と共催で司法試験合格祝賀会を実施して、本法務研究科修了の司法試験合格者を上記法曹会所属の実務家に紹介するなどしている。
26	修了時にメールアドレスを登録してもらい、当事務室に届いた法務系の求人や企業説明会について、メーリングリストを通じて修了生に周知している。
27	在学中にエクスターンシップ・プログラムを実施し、法律事務所や企業等数、官公庁、その他団体等の機関への学生の派遣を行っている。また年数回の研究科主催の企業・法律事務所による就職説明会の開催する他、本研究科 HP 等へ法律事務所や企業からの就職に関連する情報の掲載・更新を随時行っている。
28	法科大学院の同窓会組織が強固であり、同窓会を通じた就職支援を行っている。
29	法務研究科とも連携し、学生、修了生が閲覧できる掲示板上で、随時就職情報を掲示。
30	キャリア支援を強化するため、就職支援室を設置し、専属の担当者を配置している。
32	本学出身法曹有資格者による職域団体「●●法曹会」と就職支援委員会による各種支援行事の実施
33	専門業者と提携し、週1回程度、キャリアコンサルタントを常駐させ、個人に寄り添ったコンサルティングを受けられる体制を取っている他、キャリアガイダンスを実施し、キャリア形成意識の醸成を図っている。
34	修了生向けのメーリングリストを作成・管理し、求人、説明会、イベント等に関する情報提供を行っているほか、個別の相談に応じている。 司法試験受験後の修了生に対して、サマーセミナー派遣支援を行っている。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※数値は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 5 法曹コース・5年一貫教育

3. 5. 1 法学部受験生への広報と認知度

法曹コース在學生を対象として実施したアンケート（以下 在學生アンケート）によれば、2 学年以下において、大学進学前に認知していたものが半数以上である（図 9-1）。1 学年については、73.7%が入学前から法曹コースを認知していた。大学進学前に法曹コースを知っていた割合が年々増えているのは、大学案内冊子やホームページによる紹介の他、法曹コースの動画配信や法曹コース独自のパンフレットの作成・配布等、各法曹コースにおける積極的な募集広報活動（表 9-1）によるものと思われる。

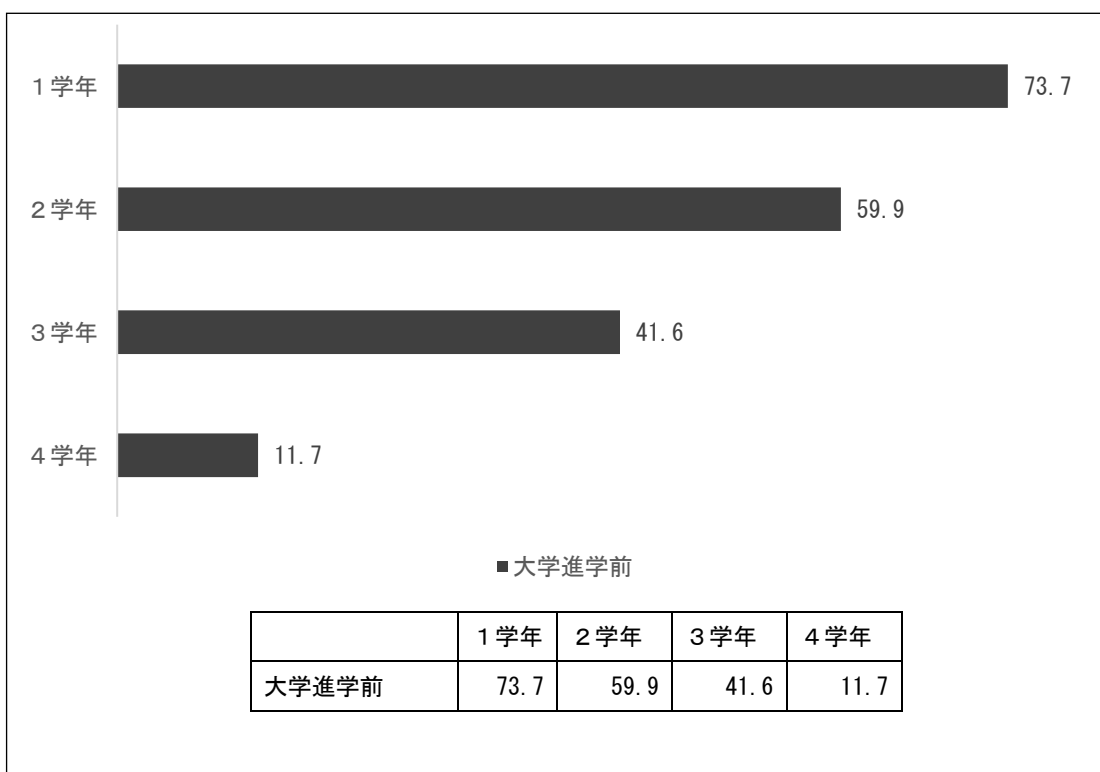


図 9-1 法曹コースを知った時期：在學生アンケート 単位：% n=633

表 9-1 高校生に法曹コースを知ってもらうために、工夫している点

no	取り組み・工夫の内容
1	地元の弁護士会が主催する「リーガル女子」に協力し、参加した中学生や高校生に対して、法曹コースの内容や3+2の制度について、説明している。
6	オープンキャンパスなどで法曹養成プログラムについて積極的にアピールしている。高校生向けの『法学部が面白いほどよくわかる』（有斐閣、2021）に広告を掲載した。
8	オープンキャンパス（オンライン）の動画コンテンツ内でプログラムの説明をしている
9	8月に開催したオープンキャンパスにおいて、法曹コースの紹介をした際に、法曹コースを修了して法科大学院に進学した学生に、法曹コース在籍時の経験を話してもらった。
12	オープンキャンパスでは、学部の教員のみでなく、連携法科大学院の教員による説明の時間も設け、法曹コースを知ってもらう前に、法曹という仕事についても理解してもらうようにしている。
13	通常の学部の広報のルート以外に主体的に行っていることはない。弁護士会等からの依頼があれば、担当者が積極的に対応している。
14	特別な工夫はしていない。法学部への進学を考えている高校生に対しては、むしろ法学部卒業後の進路が多様なことを説明することが重要であると考えているため、法曹コースについてはごく簡単な説明・紹介にとどめている。
15	法曹コース連携協議会において法学部進学を検討する高校生に対して法曹を旨とせず法科大学院及びこれを前提とする法曹コースについて広報していくことが検討された。
16	オープンキャンパス等における学部紹介にて説明を行っている。
18	本学法学部ホームページに「法曹コース」のページを掲載、大学公式チャンネルでのYouTubeによる動画発信
21	大学のオープンキャンパスや学部が実施する出張型の模擬授業において、法律学科の内容として法曹コースの説明を行うなど。
23	パンフレット、Webサイト掲載のほか、2021年度はオープンキャンパスの当学部企画の一つとして法曹コースの説明を盛り込んだ「法廷教室公開」を行った。中高生対象の広報イベントにおいても、法曹コースの説明を行っている。イベント例：各高校での模擬講義、法学部への招待、中学生イベント「1DAY Seminar」2021年度夏作成の学部PR動画においても、法曹コースの説明を行った。
24	模擬講義での説明や、大学案内・公式ホームページへの掲載
26	パンフレット以外にも、学部のWebサイトにおいて特集記事を掲載する、入試説明会に在学生の体験談を加える等の取り組みを通じて、具体的なイメージを持ってもらえるようにしている。

27	・学部パンフレット、学部HP等の広報媒体において法曹コースの概略を簡単に説明している。また、法曹コース所属学生のインタビュー記事を掲載することで、高校生やその父母が進学後の学修についてイメージを持ちやすいよう工夫している。
28	法科大学院の教員が同一法人内の高校にて法科大学院、および法曹コースの紹介を行う機会を設けている。法学部においても、本学法学部の特長の一つとして高校生向けの説明会において紹介している。
29	本学法学部のパンフレットに本学法科大学院について記載するほか、オープンキャンパスで、法科大学院の展示を行う等によって、広報活動を行っている。
30	法曹コースを紹介したチラシを作成し、オープンキャンパスや高校での出前授業などの際に配布している。
31	学部の紹介冊子で、従来型の制度との違いを示す図表や、連携校の写真、連携校で学んだ学生の感想を掲載しながら、法曹コースの内容について具体的に説明している。また、学部卒業生（法科大学院修了生）に従来制度と法曹コースを比較してもらい、それを紹介冊子に、「卒業生の声」として掲載することで、法曹コースの魅力を明確にしている。
32	高校訪問や進学説明会において積極的に広報活動を行っている。なお、進学説明会では、法曹コースの在學生に合格に向けて取り組んだことや入学後に感じたこと等を話してもらい、高校生からの質疑応答に加わってもらうといった取組を行っている。
33	パンフレット等に記載するほか、高校向け出前授業やオープンキャンパスの際に広報している。
34	高校への出前講義の際に、法曹コースの説明を実施している。
35	学部広報の一環として、法曹コース独自のパンフレットの作成・配布（主に指定校とオープンキャンパスに来校した高校生）および学部のパンフレット・H.Pにて法曹コースの紹介を行っている。また、オープンキャンパスで、法曹コースの紹介イベントを毎年実施している。さらに、法律雑誌への法曹コース紹介広告掲載。これ以外にも、特別入試（推薦入試）合格者に、入学前教育で法曹コースを周知している。
37	大学ガイドに法曹コース紹介ページを掲載

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 5. 2 法曹コースへの関心を持った理由

法曹コースに関心を持った理由として、「特別入試等により法科大学院までの進学がスムーズだと思ったため」、「通常より短い期間で法科大学院の修了・司法試験の受験が可能なため」と回答した割合が概ね 50%を超えており、「法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため」と回答した割合が 40%を超えている（図 10）。時間的、経済的負担の軽減に加え、学部と法科大学院との連携によるスムーズな接続、質の高い教育内容も、法曹コースの魅力として多くの学生に認識されていると考えられる。表 10 は、法曹コースに関心を持った理由と現時点での法曹コース満足度のクロス集計表である。「非常に満足」の回答割合が最も高かったものは、「法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため」であったことから、法曹コースと法科大学院との連携により学生の期待する高いレベルの教育が提供されていると考えられる。

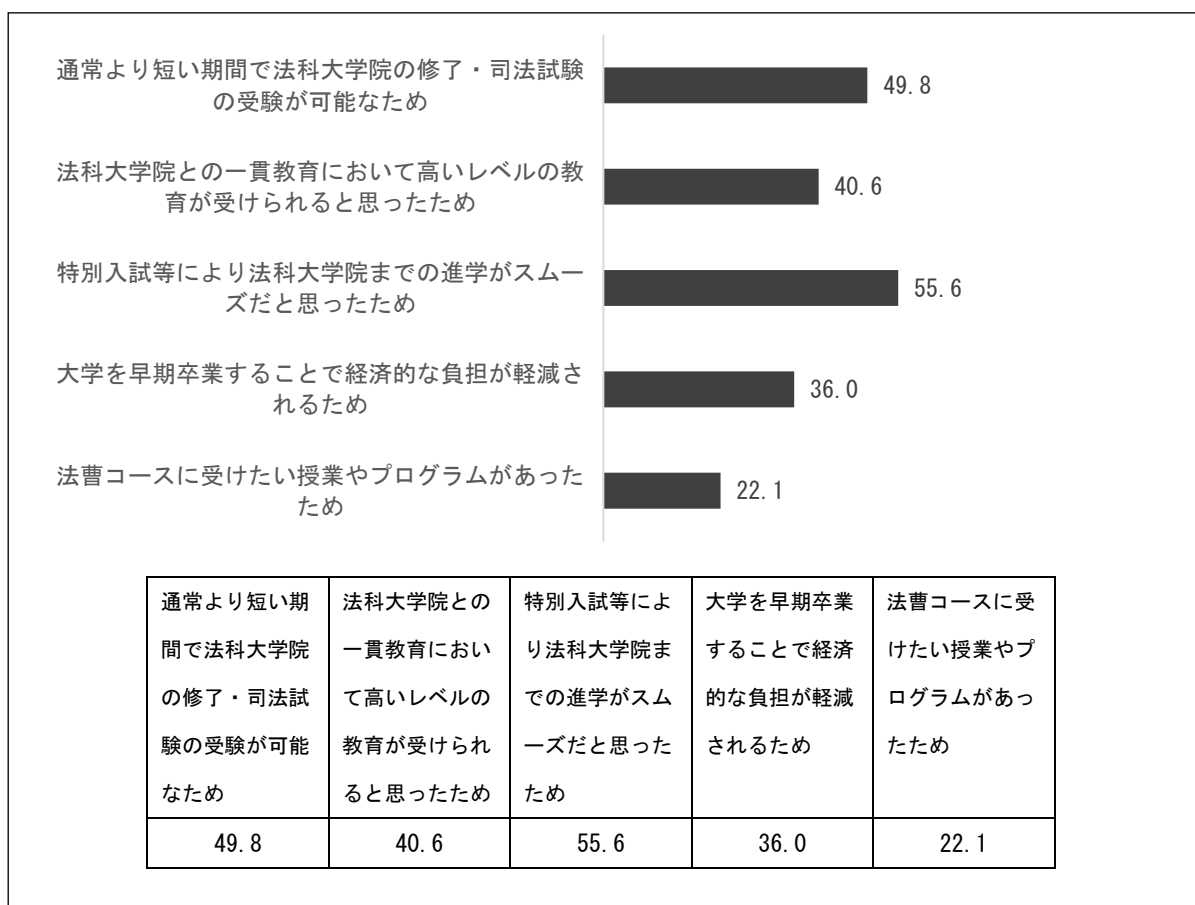


図 10 関心を持った理由：在学生アンケート 単位：% n=633

表 10 法曹コースに関心を持った理由：法曹コース在學生

単位：%

	全体	非常に満足	満足	どちらとも言えない	不満	非常に不満
全体	(633)	15.3	45.0	31.3	4.9	2.4
通常より短い期間で法科大学院の修了・司法試験の受験が可能のため	(315)	15.2	46.0	29.5	5.1	2.2
法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため	(257)	23.0	51.4	20.6	3.1	1.2
特別入試等により法科大学院までの進学がスムーズだと思ったため	(352)	16.8	44.9	31.0	4.8	1.1
大学を早期卒業することで経済的な負担が軽減されるため	(228)	16.7	43.0	30.3	5.7	2.6
法曹コースに受けたい授業やプログラムがあったため	(140)	22.9	51.4	21.4	2.1	2.1

※無回答除く

3. 5. 3 法曹コースの満足度

在学生アンケートにおける各学年の満足度は51.5%から65.0%となっている（図11）。1、2学年では、「どちらとも言えない」が30%を超えており、法曹コースの満足度について評価が難しいことが伺える。しかしながら、学年が進むごとに、「どちらとも言えない」の回答が減り、満足度は上昇傾向になっている。また、早期卒業制度を利用していない4学年においては、満足度は他の学年に比較して高くなっており、早期卒業の達成が必ずしも法曹コースの満足度の要件とはなっていないことが伺える。早期卒業の有無で満足度に大きな差がない点から、学修時間や経済的負担の軽減だけではなく、法科大学院との連携による学びの内容自体にも十分な魅力があるものと思われる。

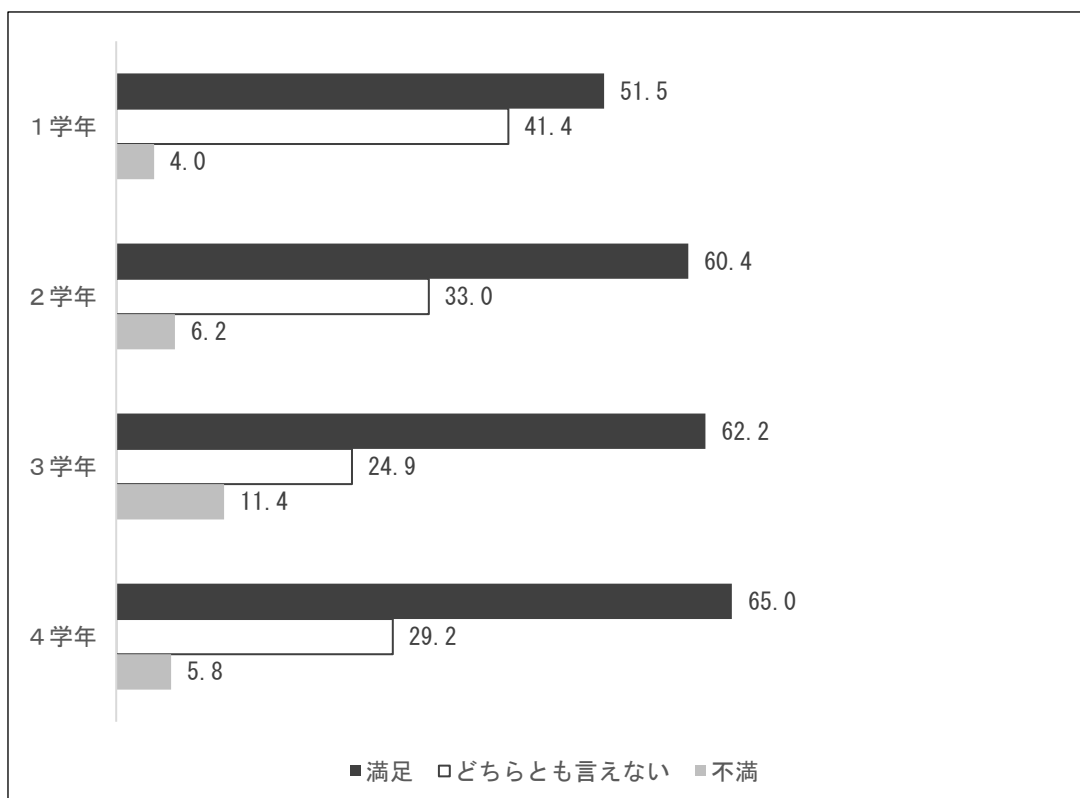


図11 満足度:在学生アンケート 単位: % n=633

表 11 満足度:在學生アンケート

単位: %

	全体	満足	どちら とも言 えない	不満
全体	(633)	60.3	31.3	7.3
1 学年	(99)	51.5	41.4	4.0
2 学年	(227)	60.4	33.0	6.2
3 学年	(185)	62.7	24.9	11.4
4 学年	(120)	65.0	29.2	5.8

3. 5. 4 法曹コースと教育の魅力

「連携先の法科大学院の教員による授業」(89.2%)や「上記を除いた実務家による授業」(67.6%)を多くの法曹コースが実施している(図12)。法曹コース満足度も上位学年ほど高くなっていることから、満足度の要因の一つとして、法科大学院との連携による学修内容の充実が考えられる。

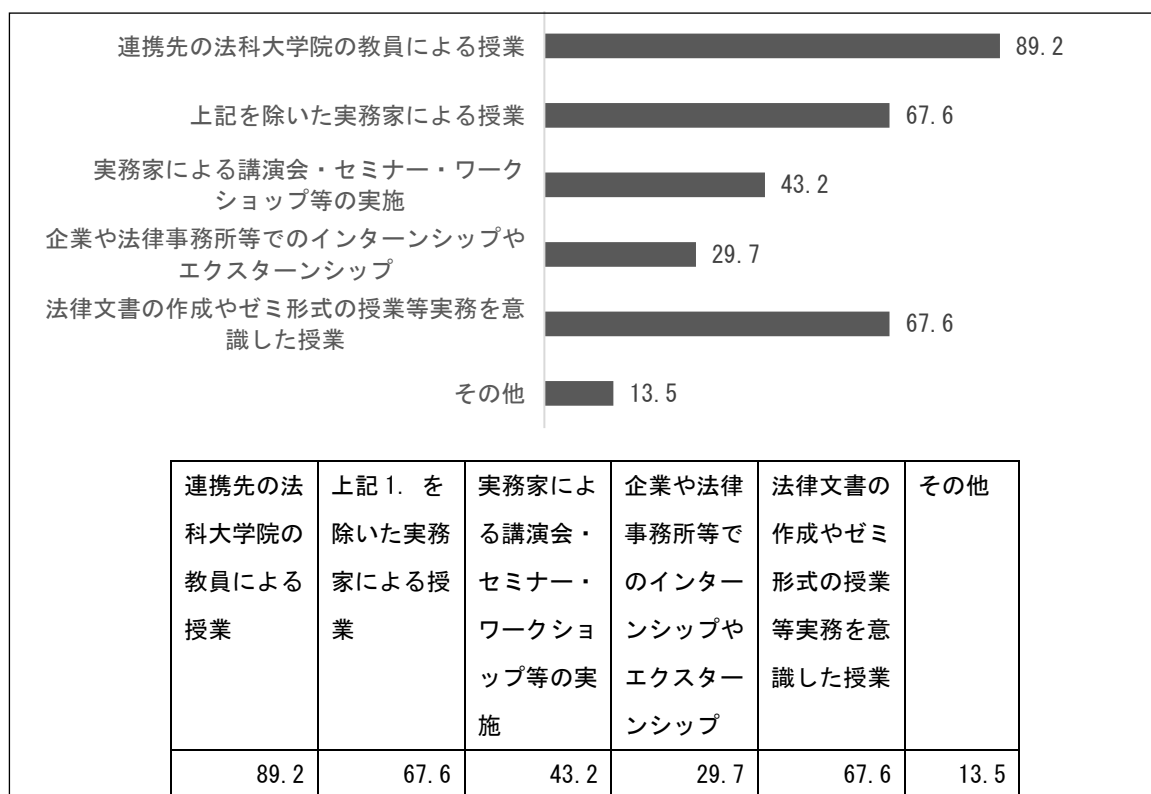


図12 法曹コースの教育課程において学修を充実させるために実施している内容
: 法曹コース 単位: % n=37

3. 5. 5 法曹コースの教育支援（学修支援）

短期間に一定の学修量をこなす法曹コースにおいては、授業の学修量が多い（「多すぎる」「多い」合わせて46.5%）、授業にむずかしさを感じる（「感じている」「どちらかといえば感じている」64.6%）と回答した学生が多い（図13-1・図13-2）。これらの状況に対応するため、多くの法曹コースでは、職員・教員による学修相談・支援や学修状況に応じた個別指導等、学生個々に応じた学修の支援を行っている（図13-3）。

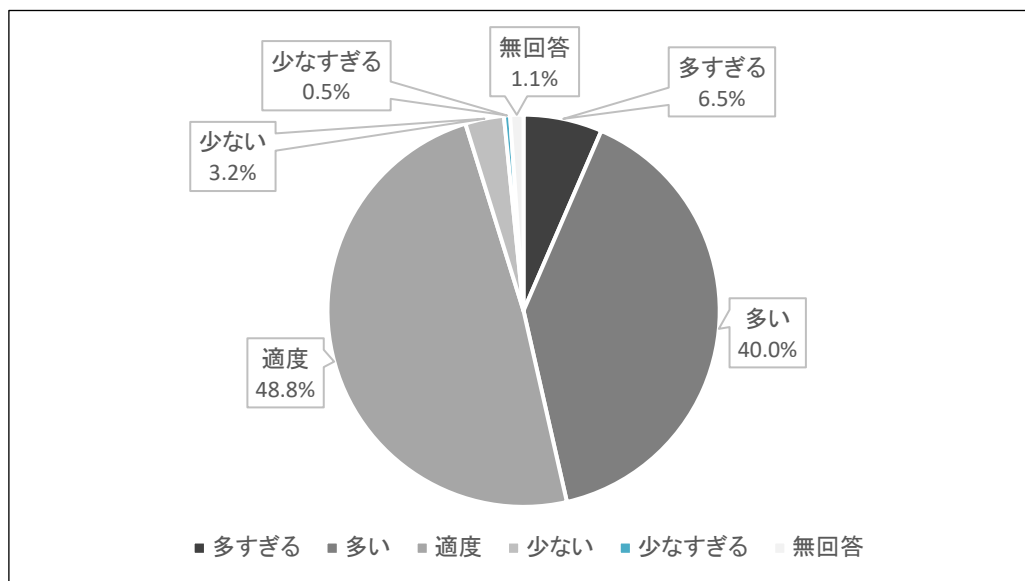


図13-1 授業（予習や復習を含む）に伴う学修量：在学生アンケート n=633

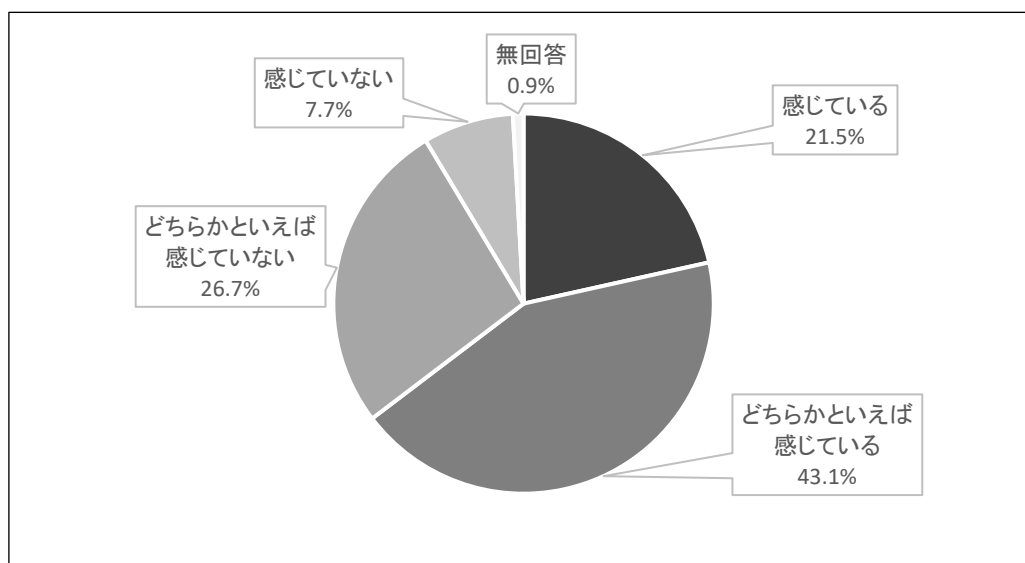


図13-2 授業についていくことに対する難しさ：在学生アンケート n=633

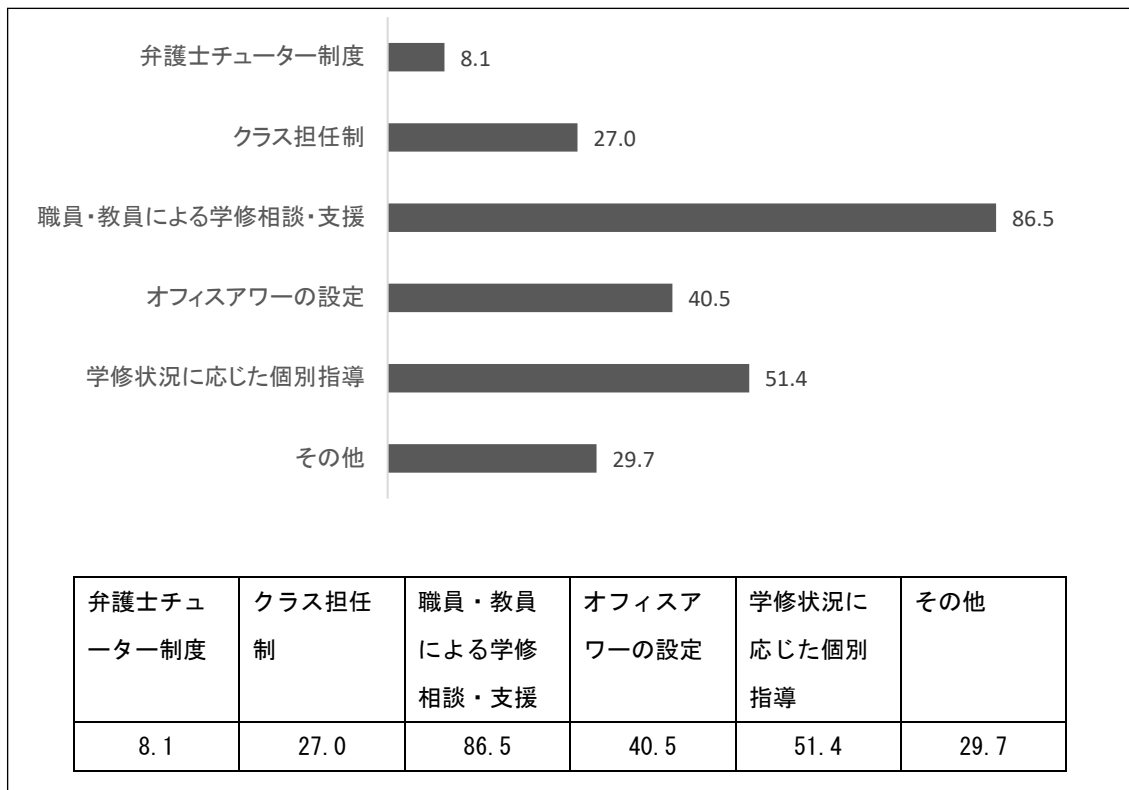


図 13-3 学修の支援として、行っている制度や取組: 法曹コース 単位: % n=37

謝辞

本調査研究を遂行するにあたり、年末・年度末の多忙な時期にも関わらず、法科大学院34校と修了生の皆様、法曹コースを設置する法学部37大学と在校生の皆様のご協力をいただくことができました。各法科大学院が不断に取り組んでいる様々な改革改善と修了生・在校生のアンケートを取りまとめた本調査研究が、法科大学院の共有知としていくばくかでもご活用いただき、更なる法科大学院の発展・改善に資することができましたらこの上ない喜びでございます。ここに改めて感謝申し上げます。

また、本調査研究においては有識者会議を設け、法科大学院より石田京子委員（早稲田大学大学院法務研究科 教授）、磯部哲委員（慶應義塾大学大学院法務研究科 教授）、リクルート進学総研より乾喜一郎委員（主任研究員）、全国普通科高等学校長会より佐藤到委員（事務局長）に適宜助言をいただくことができました。乾喜一郎委員には本調査研究に伴うリーフレット作成においても的確な助言と多大なご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

最後に、本調査研究は令和4年度先導的の大学改革推進委託事業として実施されました。本事業を所轄されている文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室のご担当各位には、データのご提供や報告書の確認に留まらず、都度本調査研究におけるご相談に的確かつ真摯にご対応いただきましたこと、感謝の念がつきません。改めて感謝申し上げます。

-
- 一般社団法人法曹養成ネットワーク . (2022). 法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究 成果報告書. 文部科学省令和 3 年度先導的の大学改革推進委託事業.
- 公益財団法人日弁連法務研究財団. (2019). 法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究 報告書. 文部科学省平成 30 年度先導的の大学改革推進委託事業.
- 日本組織内弁護士協会. (2022). 組織内弁護士の統計データ. <https://jila.jp/material/statistics>.
- 法務省・文部科学省. (2018). 法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果. <https://www.moj.go.jp/content/001332230.pdf>
- 中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会. (2018). 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性. <https://www.moj.go.jp/content/001262766.pdf>.
- 永井拓臣. (2018). 法科大学院の現状と課題. 大学院研究年報 公共政策研究科編, 11.
- 文部科学省. (n. d.). 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案 (概要). 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案. https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1413769.htm.
- 文部科学省. (2013). 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について. 2013 年, 11.
- 宮本哲志. (2019). 法曹志望者の確保に向けた法科大学院改革等. 立法と調査, /参議院事務局企画調整室 編(419), 13-27.

追補：分析結果の要旨

1 全体

法科大学院の魅力について、法科大学院修了生を対象としたアンケート結果によると、未修者、既修者及び年度区分（2007年度 - 2011年度修了生、2017年度 - 2021年度修了生）に関わらず、「教育内容・カリキュラム」、「教授等の教員体制」、「施設・設備」と回答した割合が概ね50%を超え、また、「人的ネットワークの構築」と回答した割合が30%を超えており、他の項目と比較して高く、法科大学院創設当初から継続している魅力として挙げられる。また、2017年度 - 2021年度修了生についてみると、「教育支援」や「奨学金等の経済的支援」も30%を超えており、これらの項目も、法科大学院の魅力として認識する学生が増加していると考えられる。一方、「キャリアサポート」や「卒業後の就職支援」については、創設当初と比較すると多少増加してはいるものの、10%未満であり、依然として低い水準となっている。

2 教育活動

有効な授業の方法について、法科大学院修了生を対象としたアンケート結果によると、未修者、既修者に関わらず、「少人数制の授業」、「教員や他の学生との双方向授業」と回答した割合が概ね50%を超えており、他の項目と比較して高い。既修者については、「実務家教員による授業・指導」と回答した割合が、2007年度 - 2011年度修了生（21.1%）に比べ、2017年度 - 2021年度修了生（33.3%）の方が高くなっている。法科大学院を対象としたアンケート結果からは、実務系の科目の充実に注力している法科大学院が多いことが確認でき、実務家教員による授業・指導の有効感向上につながっている可能性がある。

また、法科大学院を修了して身に付いたと思う能力・資質について、未修者、既修者ともに、「判例分析の能力」、「判例・法令調査の能力」、「具体的な事案に法律を適用する能力」と回答した割合が概ね60%を超えており、他の項目と比較して高い。一方で、「プレゼン・発表等のスキル」、「説得・交渉の能力」等の汎用的な能力は20%未満となっている。

3 教育支援（学修支援）・経済的支援

教育支援（学修支援）については、法科大学院の概ね80%以上が「補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）の配置」、「オフィスアワーの設定」を実施し、60%以上が「クラス担任制」、「学修状況に応じた個別指導」を実施している。

教育支援（学修支援）の利用状況については、法科大学院修了生を対象としたアンケート結果により、大部分の項目において、2007年度 - 2011年度修了生に比べ、2017年度 - 2021年度修了生の利用割合が高くなっており、このことから、法科大学院創設当初に比べ、教育支援（学修支援）の利用が進んでいることが伺える。特に、「補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）」、「オフィスアワー」については、利用割合及び役立ったと回答した割合が他の項目と比べて高くなっている（例えば、2017年度 - 2021年度修了生についてみると、「補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）」については、未修者の73.6%、既修者の54.8%が利用し、その利用者のうち、役立ったと回答した割合は、未修者82.8%、既修者80.4%となっている）。また、「オンデマンド教材」、「復習用教材」の利用割合については、未修者、既修者ともに、2007年度 - 2011年度修了生に比べ、2017年度 - 2021年度修了生の方が約16%pt以上高くなっている。これは、デジタル化

の推進やコロナ禍の影響等によって、オンデマンド教材及び復習用教材の提供・利用が促進されたことによるものと考えられる。

経済的支援については、法科大学院の85.3%（34法科大学院中29校）が、法科大学院生のみを対象とした奨学金制度等を案内しており、また、法科大学院修了生を対象としたアンケートによると、経済的負担軽減のための制度を利用した割合は65.8%であった。

「1.全体」において、創設当初に比べて、「教育支援」や「奨学金等の経済的支援」を魅力として回答する修了生の割合が高まっていることについて触れたが、その背景には、上記で示したような、教育支援（学修支援）・経済的支援の充実、利用率の増加があると考えられる。今後、更なる支援の充実と利用率の向上を図ることにより、教育支援（学修支援）・経済的支援を法科大学院の魅力として挙げる修了生の割合を、一層高めることができる可能性がある。

4 キャリア支援

法科大学院におけるキャリア支援については、法科大学院の概ね90%が「インターンや採用等に関する情報提供」を実施し、50%以上が「就職ガイダンスの実施（就職活動全般に関する内容）」や「修了生・実務家等との座談会・就職相談会の実施」を実施している。近年、これらのキャリア支援の学生の利用率・参加率は向上しているが（多くの項目において、既修、未修ともに、2007年度-2011年度修了生に比べ、2017年度-2021年度修了生の利用率・参加率の方が高くなっており、かつ、「いずれも参加・活用していない」と回答した割合については、20%pt程度低くなっている）、高い水準にあるとはいえ、利用率・参加率の向上は依然として課題となっている。「修了生・実務家等との座談会・就職懇談会の実施」については、2017年度-2021年度修了生の利用率・参加率及び役立ったと回答した割合が高くなっているものの、その他の複数の項目においては、役立ったとの回答割合が低いものも見られる。（例えば、2017年度-2021年度修了生についてみると、「インターンや採用等に関する情報提供」については、未修者の33.3%、既修者の33.3%が利用し、その利用者のうち、役立ったと回答した割合は、未修者34.5%、既修者58.9%となっている。）

「1.全体」で述べたとおり、「キャリアサポート」や「卒業後の就職支援」を法科大学院の魅力として回答する修了生の割合は低い傾向にあるが、上記の分析を踏まえると、その背景には、利用率・参加率が低いこと、また、利用者・参加者が有効感を得られていないことがあると考えられる。今後、広報の強化や学生のニーズ調査に基づくキャリア支援の充実を通じて、利用率・参加率及び利用者・参加者の有効感の向上を図ることができた場合には、キャリア支援を法科大学院の主な魅力の一つとして挙げる事が可能となると考えられる。

また、法曹コース在大学生を対象としたアンケート結果によると、法学部生においては、30.6%が企業法務への就職に関心を示している。企業法務や非営利機関（医療、教育機関等）において組織内弁護士（インハウスロイヤー）として就業する弁護士数は、登録弁護士全体の6.7%（2022年）にすぎないが、その数は急速に増えており、企業等における法律の専門家の需要が拡大している。展開・先端科目の工夫や企業と連携した取組を実施するなど、企業法務に強い人材養成に取り組む法科大学院も既に複数見られることから、多様なキャリアを目指すことができる（その支援体制がある）という点も、法科大学院の魅力として挙げる事ができる。

5 法曹コース・5年一貫教育

法曹コースを知った時期について、法曹コース在大学生を対象としたアンケートによると、大学進学前と回答した学生の割合が、学部3学年以上では概ね40%以下、2学年では59.9%、1学年では73.7%となっており、年々増加していることが確認できた。法曹コースを対象とした調査により、多くの法曹コースにおいて、大学案内冊子やホームページによる紹介の他、

法曹コースの動画配信や法曹コース独自のパンフレットの作成・配布等、各法曹コースにおける積極的な募集広報活動に取り組んでいることが確認でき、これらの積極的な広報活動により、法曹コースの認知度が向上していることによるものと思われる。

法曹コースに関心を持った理由については、「通常より短い期間で法科大学院の修了・司法試験の受験が可能のため」、「特別入試等により法科大学院までの進学がスムーズだったため」と回答した割合が概ね 50%を超えており、「法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため」と回答した割合が 40%を超えている。時間的、経済的負担の軽減に加え、学部と法科大学院との連携によるスムーズな接続、質の高い教育内容も、法曹コースの魅力として多くの学生に認識されていると考えられる。加えて、法曹コースの満足度について、「非常に満足」の回答割合が最も高かったものは、「法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため」を選択した者であったことから、法曹コースと法科大学院との連携により学生の期待する高いレベルの教育が提供されていると考えられる。

また、短期間に一定の学修量をこなす法曹コースにおいては、「授業（予習や復習を含む）に伴う学修量」について、「多すぎる」・「多い」と回答した学生が合わせて 46.5%、「授業についていくことに対する難しさ」について、「感じている」・「どちらかといえば感じている」と回答した学生が合わせて 64.6%であった。学生への教育支援（学修支援）として、法曹コースでは、「職員・教員による学修相談・支援」（86.5%）、「学修状況に応じた個別指導」（51.4%）、「オフィスアワーの設定」（40.5%）等を実施している。「1. 全体」で述べたとおり、教育支援（学修支援）について、法科大学院の魅力として認識される割合が高まっていることから、今後、法曹コースにおいても、個々の学生への丁寧な教育支援（学修支援）を更に充実させることにより、教育支援（学修支援）を法曹コースの主な魅力の一つとして挙げるのが可能となると考えられる。